

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
		I II			I II		
第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品 注 1 (省略) 2 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(m) (省略) (n) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく (主として第14部又は第15部に属する) (o)及び(p) (省略) 3 (省略) 4 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布しない紙（サイジングしていないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全纖維重量の <u>50%</u> 以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧1メガパスカル）による各面の平滑度が2.5マイクロメートル（ミクロン）を超える、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるものをいう。 5～8 (省略) 9 第48.14項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。 (a)～(c) (省略) 紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、 <u>第48.23項</u> に属する。 10～12 (省略)	第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品 注 1 (省略) 2 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(m) (省略) (n) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく (第15部参照) (o)及び(p) (省略) 3 (省略) 4 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布しない紙（サイジングしていないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全纖維重量の <u>65%</u> 以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧1メガパスカル）による各面の平滑度が2.5マイクロメートル（ミクロン）を超える、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるものをいう。 5～8 (省略) 9 第48.14項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。 (a)～(c) (省略) 紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、 <u>第48.15項</u> に属する。 10～12 (省略)						
48.02		筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布しない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問	48.02		筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布しない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
	わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。) 並びに手すきの紙及び板紙 (省 略) (削 除) (省 略)			わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。) 並びに手すきの紙及び板紙 (省 略) <u>一カーボン原紙</u> (省 略)		
4802.61	<u>--ロール状のもの</u> <u>--カーボン原紙</u> <u>--その他のもの</u>	<u>KG</u> <u>KG</u>	4802.30 4802.61	<u>000</u> <u>000</u>	<u>--ロール状のもの</u>	<u>KG</u>
4802.62	<u>--折り畳んでない状態において1辺の長さが435ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297ミリメートル以下のシート状のもの</u> <u>--カーボン原紙</u> <u>--その他のもの</u>	<u>KG</u> <u>KG</u>	4802.62	<u>000</u>	<u>--折り畳んでない状態において1辺の長さが435ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297ミリメートル以下のシート状のもの</u>	<u>KG</u>
4802.69	<u>--カーボン原紙</u> <u>--その他のもの</u> <u>--カーボン原紙</u> <u>--その他のもの</u>	<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>	4802.69	<u>000</u>	<u>--その他のもの</u>	<u>KG</u>
48.09	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙(謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。) (削 除)		48.09 4809.10		カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙(謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。) <u>一カーボン紙その他これに類する複写紙</u> <u>--カーボン紙</u> <u>--その他のもの</u>	<u>KG</u> <u>KG</u>

2007 年 輸入統計品目表改正

新				旧			
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位
		I	II		I	II	
4809.20	(省略)			4809.20	(省略)		
<u>4809.90</u>	<u>—その他のもの</u>	<u>KG</u>		<u>4809.90</u>	<u>000</u>	<u>—その他のもの</u>	<u>KG</u>
	<u>100</u>						
	<u>900</u>						
48.14	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー			48.14	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー		
	(省略)				(省略)		
	(削除)			<u>4814.30</u>	<u>000</u>	—壁紙その他これに類する壁面被覆材(組物材料で表を覆つた紙から成るものに限るものとし、当該組物材料を平行につなぎ又は織つてあるかないかを問わない。)	
	(省略)					(省略)	
	(削除)			<u>4815.00</u>	<u>000</u>	紙又は板紙をもととした床敷き(特定の大きさに切つてあるかないかを問わない。)	
48.16	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙(箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第48.09項のものを除く。)並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート(箱入りにしてあるかないかを問わない。)			48.16	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙(箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第48.09項のものを除く。)並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート(箱入りにしてあるかないかを問わない。)		
	(削除)						
	(省略)						
4816.20				<u>4816.10</u>	<u>000</u>	—カーボン紙その他これに類する複写紙	
				<u>4816.20</u>		(省略)	

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
4816.90	(削除) (省略)			4816.30 000 4816.90	一謄写版原紙 (省略)		KG
48.23	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。)並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品 (削除)			48.23	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。)並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品 一粘着剤又は接着剤を塗布した紙(ストリップ状又はロール状のものに限る。)		
4823.20 4823.40	(省略) (省略) 一紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品 一一竹製のもの 一一その他のもの			4823.12 000 4823.19 000 4823.20 4823.40 4823.60 000	一一セルフアドヒーシブのもの 一一その他のもの (省略) (省略) 一紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品	KG KG	KG
4823.61 000 4823.69 000 4823.70 4823.90	(省略) (省略)	KG KG		4823.70 4823.90	(省略) (省略)		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
<p>第11部 紡織用繊維及びその製品</p> <p>注</p> <p>1 この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ブラシ製造用の獸毛（第05.02項参照）並びに馬毛及びそのくず（第05.11項参照）</p> <p>(b)～(d) (省略)</p> <p>(e) 第30.05項又は第30.06項の物品及び第33.06項の小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）</p> <p>(f)～(v) (省略)</p> <p>2～12 (省略)</p> <p>13 <u>この部及び適用可能な場合にはこの表において「弹性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸（単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。）で、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るもの</u>をいう。</p> <p>14 (省略)</p> <p>号注</p> <p>1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(削除)</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) (省略)</p> <p>(c) (省略)</p> <p>(a)から(c)までの規定は、単繊維及び第54類のストリップその他これに類する物品に準</p>	<p>第11部 紡織用繊維及びその製品</p> <p>注</p> <p>1 この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ブラシ製造用の獸毛（第05.02項参照）並びに馬毛及びそのくず（第05.03項参照）</p> <p>(b)～(d) (省略)</p> <p>(e) 第30.05項又は第30.06項の物品（例えば、脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する医療用又は獸医用の物品及び殺菌した外科用縫合材）及び第33.06項の小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）</p> <p>(f)～(v) (省略)</p> <p>2～12 (省略)</p> <p>(新規)</p> <p>13 (省略)</p> <p>号注</p> <p>1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「弹性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸（単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。）で、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るものをいう。</p> <p>(b) (省略)</p> <p>(c) (省略)</p> <p>(d) (省略)</p> <p>(a)から(d)までの規定は、単繊維及び第54類のストリップその他これに類する物品に準</p>					

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
用する。			用する。			
(d) (省略)			(e) (省略)			
(e) (省略)			(f) (省略)			
(f) (省略)			(g) (省略)			
(g) (省略)			(h) (省略)			
(h) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。			(i) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。			
(a)から(h)までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。			(a)から(i)までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。			
(d)から(h)までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。			(e)から(i)までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。			
(i) (省略)			(k) (省略)			
2 (省略)			2 (省略)			
<u>50.03</u>			<u>50.03</u>			
<u>5003.00</u>	<u>絹のくず (縹糸に適しない織、糸くず及び反毛した織維を含む。)</u>		<u>5003.10</u>		<u>絹のくず (縹糸に適しない織、糸くず及び反毛した織維を含む。)</u>	
<u>011</u>	<u>—カード及びコームのいずれもしてないもの</u>	<u>KG</u>	<u>010</u>		<u>—カード及びコームのいずれもしてないもの</u>	<u>KG</u>
<u>012</u>	<u>—絹</u>	<u>KG</u>	<u>020</u>		<u>—絹</u>	<u>KG</u>
<u>013</u>	<u>—絹ノイル</u>	<u>KG</u>	<u>030</u>		<u>—絹ノイル</u>	<u>KG</u>
<u>019</u>	<u>—その他のもの</u>	<u>KG</u>	<u>090</u>		<u>—その他のもの</u>	<u>KG</u>
<u>091</u>	<u>—ペニー</u>	<u>KG</u>	<u>5003.90</u>		<u>—ペニー</u>	<u>KG</u>
<u>099</u>	<u>—その他のもの</u>	<u>KG</u>	<u>010</u>		<u>—その他のもの</u>	<u>KG</u>
			<u>090</u>			

2007年 輸入統計品目表改正

新	旧	
<p>第51類 羊毛、織獸毛、粗獸毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物</p> <p>注</p> <p>1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 「織獸毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスクラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。</p> <p>(c) 「粗獸毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獸毛以外の獸毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獸毛（第05.02項参照）及び馬毛（第05.11項参照）を除く。</p> <p>備考</p> <p>（省 略）</p>	<p>第51類 羊毛、織獸毛、粗獸毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物</p> <p>注</p> <p>1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 「織獸毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスクラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。</p> <p>(c) 「粗獸毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獸毛以外の獸毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獸毛（第05.02項参照）及び馬毛（第05.03項参照）を除く。</p> <p>備考</p> <p>（省 略）</p>	

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
52.08	綿織物（綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。) (省略) (削除) (省略)			5208.53	綿織物（綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。) (省略) ——3枚綾織り又は4枚綾織り（ ^{あや} 破れ斜文織りを含む。）のもの ——合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれら の繊維を合わせたものの重量が全重量の10% を超えるもの ——ろうけつ染めしたもの ——その他のもの ——その他のもの ——ろうけつ染めしたもの ——その他のもの (省略)		
52.10	綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。) (省略) (削除)			5210.12	綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。) (省略) ——3枚綾織り又は4枚綾織り（ ^{あや} 破れ斜文織りを含む。）のもの ——経緯糸のうちいすれか一方が亜麻、ラミー、合 成繊維又はアセテート繊維のもの ——合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれら	SM	KG

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
5210.19	<p>—その他他の織物</p> <p>—経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの</p> <p>110 3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの</p> <p>190 その他もの</p> <p>—合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）</p> <p>210 3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの</p> <p>290 その他もの</p> <p>—その他のもの</p> <p>910 3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの</p> <p>990 その他もの</p> <p> (省略)</p> <p> (削除)</p>			5210.19	<p>の繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（010のものを除く。）</p> <p>—その他他のもの</p> <p>—経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの</p> <p>—合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（010のものを除く。）</p> <p>—その他他のもの</p>		
				030		SM	KG
				010		SM	KG
				020		SM	KG
				090		SM	KG
					(省略)		
				5210.22	<p>—3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの</p> <p>—経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合</p>		
				010			

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
5210.29	---他の織物		5210.29	成織維又はアセテート織維のもの	SM KG	
	---絹糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合 成織維又はアセテート織維のもの			---合成織維若しくはアセテート織維又はこれら の織維を合わせたものの重量が全重量の 10% を超えるもの (010のものを除く。)	SM KG	
	110 ---3枚綾織り又は4枚綾織り (破れ斜文織り を含む。) のもの	SM KG		030 ---その他のもの	SM KG	
	190 ---合成織維若しくはアセテート織維又はこれら の織維を合わせたものの重量が全重量の 10% を超えるもの (絹糸のうちいずれか一方が亜 麻、ラミー、合成織維又はアセテート織維のも のを除く。)	SM KG		010 ---他の織物	SM KG	
	210 ---3枚綾織り又は4枚綾織り (破れ斜文織り を含む。) のもの	SM KG		020 ---合成織維若しくはアセテート織維又はこれら の織維を合わせたものの重量が全重量の 10% を超えるもの (010のものを除く。)	SM KG	
	290 ---その他のもの	SM KG		090 ---その他のもの	SM KG	
	910 ---3枚綾織り又は4枚綾織り (破れ斜文織り を含む。) のもの	SM KG				
	990 ---その他のもの (省 略) (削 除)	SM KG				
			5210.42	(省 略) ---3枚綾織り又は4枚綾織り (破れ斜文織りを含		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
5210.49	---他の織物 ----経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合 成繊維又はアセテート繊維のもの		5210.49	010 020 030 010 020 090	む。) のもの ----経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合 成繊維又はアセテート繊維のもの ----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれら の繊維を合わせたものの重量が全重量の 10% を超えるもの (010 のものを除く。) ----その他のもの ----他の織物 ----経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合 成繊維又はアセテート繊維のもの ----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれら の繊維を合わせたものの重量が全重量の 10% を超えるもの (010 のものを除く。) ----その他のもの	SM KG SM KG SM KG SM KG SM KG SM KG
110	---- 3 枚綾織り又は 4 枚綾織り (破れ斜文織り を含む。) のもの	SM KG				
190	---- その他のもの ----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれら の繊維を合わせたものの重量が全重量の 10% を超えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜 麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のも のを除く。)	SM KG				
210	---- 3 枚綾織り又は 4 枚綾織り (破れ斜文織り を含む。) のもの	SM KG				
290	---- その他のもの ----他のもの	SM KG				
910	---- 3 枚綾織り又は 4 枚綾織り (破れ斜文織り を含む。) のもの	SM KG				
990	---- その他のもの	SM KG				

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	(省略) (削除)			5210.52	(省略) —3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの —経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの —ろうけつ染めしたもの —その他のもの —合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれら の繊維を合わせたものの重量が全重量の10% を超えるもの(011及び019のものを除く。) —ろうけつ染めしたもの —その他のもの —その他のもの —ろうけつ染めしたもの —その他のもの				
52.11	(省略) 綿織物(綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるものに限る。)			52.11	(省略) 綿織物(綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるものに限る。)				
5211.11 5211.19 5211.20	(省略) —漂白したもの			5211.11 5211.19	(省略) —漂白したもの				

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
100	—経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成 繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG	5211.21	010	—平織りのもの —経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合 成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
200	—合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの 繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超 えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラ ミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除 く。)	SM	KG		020	—合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれら の繊維を合わせたものの重量が全重量の 10% を超えるもの (010 のものを除く。)	SM	KG
900	—その他のもの	SM	KG		030	—その他のもの	SM	KG
	(削除)			5211.22		— 3枚綾織り又は4枚綾織り (破れ斜文織りを含 む。) のもの —経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合 成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
	(削除)				010	—合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれら の繊維を合わせたものの重量が全重量の 10% を超えるもの (010 のものを除く。)	SM	KG
	(省略)			5211.29	020	—その他のもの —その他の織物	SM	KG
					030	—経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合 成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
					010	—合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれら の繊維を合わせたものの重量が全重量の 10% を超えるもの (010 のものを除く。)	SM	KG
					020	—その他のもの	SM	KG
					030	— (省略)	SM	KG

2007 年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
	(削除)			53.04		サイザルその他のアグーブ属の紡織用繊維(精紡したもの)を除く。)並びにそのトウ及びくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)		
				5304.10	000	—サイザルその他のアグーブ属の紡織用繊維(生のものに限る。)		KG
				5304.90	000	—その他のもの		KG
53.05				53.05		ココヤシ、アバカ(マニラ麻又はムサ・テクスティリス)、ラミーその他の植物性紡織用繊維(他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。)並びにそのトウ、ノイル及びくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)		
5305.00	000	ココヤシ、アバカ(マニラ麻又はムサ・テクスティリス)、ラミーその他の植物性紡織用繊維(他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。)並びにそのトウ、ノイル及びくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)	KG	5305.11	000	—ココヤシのもの(コイヤ)		KG
				5305.19	000	—生のもの		KG
				5305.21	000	—その他のもの		KG
				5305.29	000	—アバカのもの		KG
				5305.90	000	—生のもの		KG
						—その他のもの		KG
						—その他のもの		KG

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位				
		I II			I II				
<u>第54類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これらに類する人造繊維製品</u>									
注 <p>1 この表において「人造繊維」とは、次の繊維をいう。</p> <p>(a) 有機単量体の重合により製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリオレフィン又はポリウレタンのもの）、又は、この工程により得た重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリ（酢酸ビニル）を加水分解することにより得たポリ（ビニルアルコール））</p> <p>(b) 繊維素その他の天然有機重合体を溶解し若しくは化学的に処理することにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、銅アノニアレーヨン（キュプラ）及びビスコースレーヨン）、又は、繊維素、カゼイン及びその他のプロテイン、アルギン酸その他の天然有機重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、アセテート及びアルギネート）</p> <p>この場合において、「合成繊維」とは(a)の繊維をいうものとし、「再生繊維又は半合成繊維」又は場合により「再生繊維若しくは半合成繊維」とは(b)の繊維をいう。第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品は、人造繊維とみなさない。</p> <p>人造繊維、合成繊維及び再生繊維又は半合成繊維の各用語は、材料の語とともに使用する場合においてもそれぞれ前記の意味と同一の意味を有する。</p> <p>2 (省略)</p>									
54.02	<u>合成繊維の長繊維の糸 (67 デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものと除く。)</u> <u>一強力糸 (ナイロンその他のポリアミドのものに限る。)</u>		54.02	<u>合成繊維の長繊維の糸 (67 デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものと除く。)</u> <u>一強力糸 (ナイロンその他のポリアミドのものに限る。)</u>					

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
5402.11	000	――アラミドのもの		KG	010	――綿の重量が全重量の10%を超えるもの		KG	
		――その他のもの			026	――その他のもの			
	100	――綿の重量が全重量の10%を超えるもの				――アラミド繊維のもの			
		――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの				――その他のもの			
	210	――――よつてないもの及びより数が1メートルにつき50以下のもの				――――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの			
	220	――――より数が1メートルにつき50を超えるもの			027	――――よつてないもの及びより数が1メートルにつき50以下のもの			
	900	――――その他のもの			025	――――より数が1メートルにつき50を超えるもの			
					029	――――その他のもの			
	010	――強力糸(ポリエステルのものに限る。)			5402.20	――強力糸(ポリエステルのものに限る。)			
		――綿の重量が全重量の10%を超えるもの			010	――綿の重量が全重量の10%を超えるもの			
5402.20		――その他のもの				――その他のもの			
	021	――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		KG	021	――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		KG	
	022	――その他のもの			022	――その他のもの			
		――テクスチャード加工糸				――テクスチャード加工糸			
	010	――ナイロンその他のポリアミドのもの(構成する単糸が50テックス以下のものに限る。)			5402.31	――ナイロンその他のポリアミドのもの(構成する単糸が50テックス以下のものに限る。)			
		――綿の重量が全重量の10%を超えるもの			010	――綿の重量が全重量の10%を超えるもの			
		――その他のもの				――その他のもの			
	021	――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるも			021	――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるも			

2007 年 輸入統計品目表改正

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧						
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位				
		I	II			I	II			
5402.39	990 ———その他のもの ——その他のもの	KG	KG	5402.39	———その他のもの ———絹の重量が全重量の 10%を超えるもの ———その他のもの	KG	KG			
	010 ———絹の重量が全重量の 10%を超えるもの				010 ———絹の重量が全重量の 10%を超えるもの ———その他のもの					
	021 ———合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの				021 ———合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの					
	022 ———その他のもの —その他の単糸（より数が1メートルにつき50以下のものに限る。）		KG		022 ———その他のもの —その他の単糸（より数が1メートルにつき50以下のものに限る。）	KG	KG			
	———弾性を有するもの		5402.41	———ナイロンその他のポリアミドのもの						
	100 ———絹の重量が全重量の 10%を超えるもの	KG		KG		010 ———絹の重量が全重量の 10%を超えるもの ———その他のもの	KG		KG	
	910 ———アラミド繊維のもの ———合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの					021 ———アラミド繊維のもの ———その他のもの				
	921 ———ナイロンその他のポリアミドのもの					022 ———合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの				
	922 ———ポリエステルのもの					029 ———その他のもの				
	929 ———その他のもの					5402.42 ———ポリエステルのもの（部分的に配向性を与えたものに限る。）				
	990 ———その他のもの —その他のもの（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）					010 ———絹の重量が全重量の 10%を超えるもの ———その他のもの				
	100 ———絹の重量が全重量の 10%を超えるもの ———その他のもの			KG	021 ———合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるも					

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
5402.46	910	-----アラミド繊維のもの		5402.43	の				
		-----その他のもの			-----その他のもの				
	991	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を含 わせたものの重量が全重量の 50%を超 るもの			-----その他のポリエステルのもの				
		-----その他のもの			-----絹の重量が全重量の 10%を超えるもの				
	999	-----その他のもの			-----その他のもの				
		---その他のもの (ポリエステルのもので、部分的に 配向性を与えたものに限る。)			-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の				
	100	---絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			-----その他のもの				
		---その他のもの							
	910	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の							
		-----その他のもの							
5402.47	990	-----その他のもの (ポリエステルのものに限る。)							
	100	---絹の重量が全重量の 10%を超えるもの							
		---その他のもの							
	910	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の							
		-----その他のもの							
	990	-----その他のもの (ポリプロピレンのものに限る。)							
	100	---絹の重量が全重量の 10%を超えるもの							
		---その他のもの							
	910	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の							
		-----その他のもの							
5402.48	990	-----その他のもの (ポリプロピレンのものに限る。)							
	100	---絹の重量が全重量の 10%を超えるもの							
		---その他のもの							
	910	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の							

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
5402.49	せたものの重量が全重量の 50%を超えるもの の 990 ----その他もの	KG KG		5402.49					
	---その他のもの				010 ---絹の重量が全重量の 10%を超えるもの	010 ---絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			
	010 ---その他のもの	KG			021 ----その他もの	021 ----その他もの			
	021 ----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の の 022 ----その他もの	KG KG			022 ----その他のもの	022 ----その他のもの			
	022 ----その他のもの -他の単糸 (より数が1メートルにつき50を超 えるものに限る。)	KG KG			022 ----その他の単糸 (より数が1メートルにつき50を超 えるものに限る。)	022 ----その他の単糸 (より数が1メートルにつき50を超 えるものに限る。)			
	022 ----ナイロンその他のポリアミドのもの	KG			010 ----ナイロンその他のポリアミドのもの	010 ----ナイロンその他のポリアミドのもの			
	010 ----絹の重量が全重量の 10%を超えるもの	KG			021 ----その他もの	021 ----その他もの			
	021 ----その他もの	KG			021 ----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の の 022 ----その他もの	021 ----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の の 022 ----その他のもの			
	022 ----その他のもの --ポリエステルのもの	KG KG			022 ----ポリエステルのもの	022 ----ポリエステルのもの			
	010 ----絹の重量が全重量の 10%を超えるもの	KG			010 ----絹の重量が全重量の 10%を超えるもの	010 ----絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			
5402.51	---その他もの				021 ----その他もの	021 ----その他もの			
	021 ----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の の 022 ----その他もの	KG KG			022 ----その他のもの	022 ----その他のもの			
5402.52	022 ----その他のもの --ポリエステルのもの	KG KG		5402.52	010 ----絹の重量が全重量の 10%を超えるもの	010 ----絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			
	010 ----絹の重量が全重量の 10%を超えるもの	KG			021 ----その他もの	021 ----その他もの			
	021 ----その他もの	KG			021 ----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の の 022 ----その他のもの	021 ----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の の 022 ----その他のもの			
	022 ----その他のもの --ポリエステルのもの	KG KG			022 ----ポリエステルのもの	022 ----ポリエステルのもの			
	010 ----絹の重量が全重量の 10%を超えるもの	KG			010 ----絹の重量が全重量の 10%を超えるもの	010 ----絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			
	021 ----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の の 022 ----その他もの	KG KG			021 ----その他のもの	021 ----その他のもの			
	022 ----その他のもの --ポリエステルのもの	KG KG			022 ----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の の 022 ----その他のもの	022 ----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の の 022 ----その他のもの			
	010 ----絹の重量が全重量の 10%を超えるもの	KG			010 ----絹の重量が全重量の 10%を超えるもの	010 ----絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			
	021 ----その他もの	KG			021 ----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の の 021 ----その他のもの	021 ----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の の 021 ----その他のもの			
	021 ----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の の 022 ----その他もの	KG KG			022 ----その他のもの	022 ----その他のもの			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
5402.59	022	―――その他のもの		5402.59	022	―――その他のもの			
		――その他のもの			010	――絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			
	010	――絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			021	――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの			
		――その他のもの				――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの			
	021	――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの			022	―――その他のもの			
		――その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン				―――その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン			
	022	――ナイロンその他のポリアミドのもの			010	――ナイロンその他のポリアミドのもの			
		――絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			021	――絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			
	010	――絹の重量が全重量の 10%を超えるもの				――その他のもの			
		――その他のもの			022	―――その他のもの			
5402.61	021	――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの		5402.61	021	――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの			
		――その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン			022	―――その他のもの			
	022	――ナイロンその他のポリアミドのもの				―――その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン			
		――絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			010	――ナイロンその他のポリアミドのもの			
	010	――絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			021	――絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			
		――その他のもの				――その他のもの			
	021	――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの			022	―――その他のもの			
		――その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン				―――その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン			
	022	――ナイロンその他のポリアミドのもの			010	――ナイロンその他のポリアミドのもの			
		――絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			021	――絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			
5402.62	022	――その他のもの		5402.62	022	―――その他のもの			
		――ポリエステルのもの				――ポリエステルのもの			
	010	――絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			010	――絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			
		――その他のもの			021	――その他のもの			
	021	――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの				――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの			
		――その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン			022	―――その他のもの			
	022	――ナイロンその他のポリアミドのもの				―――その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン			
		――絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			010	――ナイロンその他のポリアミドのもの			
	010	――絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			021	――絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			
		――その他のもの				――その他のもの			
5402.69	021	――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの		5402.69	022	―――その他のもの			
		――その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン				―――その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン			
5402.69	022	――ナイロンその他のポリアミドのもの			010	――ナイロンその他のポリアミドのもの			
		――絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			010	――絹の重量が全重量の 10%を超えるもの			

2007 年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名	単位	
			I	II				I	II
		———その他のもの					———その他のもの		
	021	———合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの		KG	021		———合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの		KG
	022	———その他のもの		KG	022		———その他のもの		KG
54.03		再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸 (67 デシテック未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものとを除く。)			54.03		再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸 (67 デシテック未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものとを除く。)		
5403.10		(省 略)			5403.10		(省 略)		
		(削 除)			5403.20		—テクスチャード加工糸		
						010	——絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		KG
						021	———アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの		KG
						022	———その他のもの		KG
		—その他の単糸					—その他の単糸		
5403.31		——ビスコースレーヨンのもの(より数が 1 メートルにつき 120 以下のものに限る。)		KG	5403.31		——ビスコースレーヨンのもの(より数が 1 メートルにつき 120 以下のものに限る。)		
	100	——絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		KG		010	———絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		KG
		———その他のもの				020	———その他のもの		KG
	910	———アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの(テクスチャード加工糸に限る。)		KG					
	990	———その他のもの		KG					

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
5403.32	<p>——ビスコースレーヨンのもの(より数が1メートルにつき120を超えるものに限る。)</p> <p>100 ——絹の重量が全重量の10%を超えるもの</p> <p>——その他のもの</p> <p>910 ———アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの(テクスチャード加工糸に限る。)</p> <p>990 ———その他のもの</p>		KG	5403.32	<p>——ビスコースレーヨンのもの(より数が1メートルにつき120を超えるものに限る。)</p> <p>010 ——絹の重量が全重量の10%を超えるもの</p> <p>020 ———その他のもの</p>		KG
5403.33	(省 略)			5403.33	(省 略)		
5403.39	(省 略)			5403.39	(省 略)		
5403.41	<p>—その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン</p> <p>——ビスコースレーヨンのもの</p> <p>100 ——絹の重量が全重量の10%を超えるもの</p> <p>——その他のもの</p> <p>910 ———アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの(テクスチャード加工糸に限る。)</p> <p>990 ———その他のもの</p>		KG	5403.41	<p>—その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン</p> <p>——ビスコースレーヨンのもの</p> <p>010 ——絹の重量が全重量の10%を超えるもの</p> <p>020 ———その他のもの</p>		KG
5403.42	(省 略)			5403.42	(省 略)		
5403.49	(省 略)			5403.49	(省 略)		
54.04	合成繊維の単繊維(67デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものに限る。)及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品(例えば、人造ストロー。見掛け幅が5ミリ			54.04	合成繊維の単繊維(67デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものに限る。)及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品(例えば、人造ストロー。見掛け幅が5ミリ		

2007年 輸入統計品目表改正

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
55.01 5501.10 S 5501.30 <u>5501.40</u> 000	合成繊維の長繊維のトウ (省 略) <u>一ポリプロピレンのもの</u> (省 略)		KG	55.01 5501.10 S 5501.30	合成繊維の長繊維のトウ (省 略) (新 規) (省 略)				
55.03 <u>5503.11</u> 000 5503.19 000 5503.20 S 5503.90	合成繊維の短繊維 (カード、コームその他の紡績準備の処理をしたもの)を除く。 <u>一ナイロンその他のポリアミドのもの</u> <u>一一アラミドのもの</u> <u>一一その他のもの</u> (省 略)		KG KG KG	55.03 5503.10 010 090 5503.20 S 5503.90	合成繊維の短繊維 (カード、コームその他の紡績準備の処理をしたもの)を除く。 <u>一ナイロンその他のポリアミドのもの</u> <u>一一アラミドのもの</u> <u>一一その他のもの</u> (省 略)		KG KG		
55.13	合成繊維の短繊維の織物 (合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が 1 平方メートルにつき 170 グラム以下のものに限る。) (省 略) (削 除)			55.13 5513.22	合成繊維の短繊維の織物 (合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が 1 平方メートルにつき 170 グラム以下のものに限る。) (省 略) <u>一一ポリエステルの短繊維のもの (3枚綾織り又は4枚綾織り (破れ斜文織りを含む。) のものに限る。)</u> <u>一一絹の重量が全重量の 10%を超えるもの</u>				

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	(省略) (削除)			5513.32	<p>011 せたもの の重量 が全重量 の 50% を超えるも の及び 経緯糸 のうち いづれか 一方が これら の纖維 のもの</p> <p>019 その他の もの</p> <p>090 その他の もの</p> <p>(省略)</p> <p>——ポリエステル の短纖維 のもの (3枚 綾織り 又は 4枚 綾織り あや あや (破れ 斜文織り を含む。) のものに限 る。)</p> <p>——絹 の重量 が全重量 の 10% を超えるもの</p>		
	(削除)			5513.33	<p>011 せたもの の重量 が全重量 の 50% を超えるも の及び 経緯糸 のうち いづれか 一方が これら の纖維 のもの</p> <p>019 その他の もの</p> <p>090 その他の もの</p> <p>——ポリエステル の短纖維 のその他の 織物</p> <p>——絹 の重量 が全重量 の 10% を超えるもの</p> <p>011 せたもの の重量 が全重量 の 50% を超えるも の及び 経緯糸 のうち いづれか 一方が これら の纖維 のもの</p> <p>019 その他の もの</p> <p>090 その他の もの</p>		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
5513.39	<p>――他の織物</p> <p>――絹の重量が全重量の 10%を超えるもの</p> <p>――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの</p> <p>――他のもの</p> <p>――他のもの</p> <p>――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)</p> <p>――ポリエステルの短繊維のもの</p> <p>――他のもの</p> <p>――他のもの</p> <p>(省 略)</p> <p>(削 除)</p>			5513.39	<p>――他の織物</p> <p>――絹の重量が全重量の 10%を超えるもの</p> <p>――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの</p> <p>――他のもの</p> <p>――他のもの</p> <p>――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)</p> <p>――ポリエステルの短繊維のもの</p> <p>(省 略)</p>				
011				011					
019		SM	KG	019					
091				091					
021		SM	KG	099					
029		SM	KG						
099		SM	KG						
				5513.42					
				011					

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
5513.49	(削除)			5513.43	<p>の及び絹繩糸のうちいずれか一方がこれら の繊維のもの</p> <p>019 その他のもの</p> <p>090 その他のもの</p> <p>———ポリエステルの短繊維の他の織物</p> <p>———絹の重量が全重量の 10%を超えるもの</p> <p>011 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の及び絹繩糸のうちいずれか一方がこれら の繊維のもの</p> <p>019 その他のもの</p> <p>090 その他のもの</p> <p>———他の織物</p> <p>———絹の重量が全重量の 10%を超えるもの</p> <p>011 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の及び絹繩糸のうちいずれか一方がこれら の繊維のもの</p> <p>019 その他のもの</p> <p>091 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の及び絹繩糸のうちいずれか一方がこれら の繊維のもの (特定合成繊維又はこれとアセ テート繊維を合わせたものの重量が全重量</p>	<p>SM</p> <p>SM</p> <p>SM</p> <p>SM</p> <p>SM</p> <p>SM</p> <p>SM</p> <p>SM</p> <p>SM</p>	<p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p>		
011	<p>———他の織物</p> <p>———絹の重量が全重量の 10%を超えるもの</p> <p>———合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の及び絹繩糸のうちいずれか一方がこれら の繊維のもの</p>	SM	KG	5513.49	<p>011 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の及び絹繩糸のうちいずれか一方がこれら の繊維のもの</p>	SM	KG		
019	<p>———その他のもの</p> <p>———合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の及び絹繩糸のうちいずれか一方がこれら の繊維のもの (特定合成繊維又はこれとアセ テート繊維を合わせたものの重量が全重量</p>	SM	KG	019	<p>———その他のもの</p> <p>———合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 せたものの重量が全重量の 50%を超えるも の及び絹繩糸のうちいずれか一方がこれら の繊維のもの</p>	SM	KG		

2007年 輸入統計品目表改正

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
5514.21 5514.29 5514.30	111	-----ポリエステルの短纖維のもの	SM	KG	019 091 099 5514.21 5514.29 5514.31	-----その他のもの -----その他のもの -----その他のもの -----合成纖維又はこれとアセテート纖維を合せたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹緯糸のうちいずれか一方がこれらの中のもの(特定合成纖維又はこれとアセテート纖維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹緯糸のうちいずれか一方がこれらの中のものを除く。) -----ポリエステルの短纖維のもの -----その他のもの -----その他のもの -----ポリエステルの短纖維のもの -----その他のもの -浸染したもの (省 略)	-----その他のもの -----合成纖維又はこれとアセテート纖維を合せたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹緯糸のうちいずれか一方がこれらの中のもの(特定合成纖維又はこれとアセテート纖維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹緯糸のうちいずれか一方がこれらの中のものを除く。) -----その他のもの -浸染したもの (省 略) -----異なる色の糸から成るもの -絹の重量が全重量の 10%を超えるもの -----合成纖維又はこれとアセテート纖維を合わせ	SM KG SM KG SM KG SM KG SM KG SM KG SM KG SM KG SM KG SM KG SM KG	
	119	-----その他のもの	SM	KG					
	191	-----ポリエステルの短纖維のもの	SM	KG					
	199	-----その他のもの	SM	KG					
		-----その他のもの							
		-----合成纖維又はこれとアセテート纖維を合せたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹緯糸のうちいずれか一方がこれらの中のもの(特定合成纖維又はこれとアセテート纖維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹緯糸のうちいずれか一方がこれらの中のものを除く。)							
	911	-----ポリエステルの短纖維のもの	SM	KG					
	919	-----その他のもの	SM	KG					
		-----その他のもの							
	991	-----ポリエステルの短纖維のもの	SM	KG					
	999	-----その他のもの	SM	KG					
		-浸染したもの							
		(省 略)							
		-----異なる色の糸から成るもの							
		-----絹の重量が全重量の 10%を超えるもの							
	110	-----合成纖維又はこれとアセテート纖維を合わせ							

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
	<u>たもの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>	<u>011</u>	<u>一一一絹の重量が全重量の 10%を超えるもの</u>				
190	<u>一一一その他のもの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>		<u>一一一合成繊維又はこれとアセテート繊維を合せたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの</u>				
910	<u>一一一ポリエステルの短繊維のもの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>	<u>019</u>	<u>一一一その他のもの</u>				
	<u>一一一その他のもの</u>			<u>090</u>	<u>一一一その他のもの</u>				
991	<u>一一一合成繊維又はこれとアセテート繊維を合せたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>	<u>5514.32</u>	<u>一一一ポリエステルの短繊維のもの (3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のものに限る。)</u>				
	<u>一一一その他のもの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>	<u>011</u>	<u>一一一絹の重量が全重量の 10%を超えるもの</u>				
999		<u>SM</u>	<u>KG</u>		<u>一一一合成繊維又はこれとアセテート繊維を合せたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの</u>				
				<u>019</u>	<u>一一一その他のもの</u>				
				<u>090</u>	<u>一一一その他のもの</u>				
				<u>5514.33</u>	<u>一一一ポリエステルの短繊維のその他の織物</u>				
					<u>一一一絹の重量が全重量の 10%を超えるもの</u>				
					<u>一一一合成繊維又はこれとアセテート繊維を合せたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの</u>				
					<u>一一一その他のもの</u>				
					<u>一一一その他のもの</u>				

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
5514.41 5514.49	一なせんしたもの (省略)			5514.39 011 019 091 099 5514.41 5514.49	――他の織物 ――絹の重量が全重量の10%を超えるもの ――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合せたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び絹糸のうちいずれか一方がこれらの織維のもの ――その他のもの ――その他のもの ――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合せたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び絹糸のうちいずれか一方がこれらの織維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び絹糸のうちいずれか一方がこれらの織維のものを除く。) ――その他のもの 一なせんしたもの (省略)			SM SM SM SM SM SM	KG KG KG KG KG KG
55.15	合成繊維の短繊維のその他の織物 (省略) (削除)			55.15 5515.92	合成繊維の短繊維のその他の織物 (省略) ――混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獸毛のもの				

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	(省略)			011	——絹の重量が全重量の 10%を超えるもの ———合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹縞糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG		
				019	———その他のもの	SM	KG		
				091	———合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹縞糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び絹縞糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。) ———その他のもの	SM	KG		
				099	(省略)	SM	KG		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
	第56類 ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品			第56類 ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品		
	注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) (省略) (e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの (主として第14部又は第15部に属する。) 2～4 (省略)			注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) (省略) (e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの (第15部参照) 2～4 (省略)		
56.04 5604.10 5604.90	ゴム糸及びゴムひも(紡織用纖維で被覆したものに限る。)並びに紡織用纖維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品(ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。) (省略) (削除) <u>ーその他のもの</u> <u>ー強力糸(ナイロンその他のポリアミド、ポリエス</u> <u>テル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又</u> <u>は塗布したものに限る。)</u>		5604.10 5604.20 5604.90	ゴム糸及びゴムひも(紡織用纖維で被覆したものに限る。)並びに紡織用纖維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品(ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。) (省略) <u>ー強力糸(ナイロンその他のポリアミド、ポリエス</u> <u>テル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又</u> <u>は塗布したものに限る。)</u> <u>ーアラミド纖維のもの</u> <u>ーその他のもの</u> <u>ーゴムを染み込ませ又は塗布したもの</u> <u>ーその他のもの</u> <u>ーその他のもの</u> <u>ーゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの</u> <u>ーその他のもの</u>		KG KG KG

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	<u>せ又は塗布したものに限る。)</u>						
	<u>——アラミド繊維のもの</u>						
	<u>——その他のもの</u>						
	<u>110</u>	<u>KG</u>		<u>021</u>	<u>——綿製のもの</u>		<u>KG</u>
	<u>191</u>	<u>KG</u>		<u>029</u>	<u>——その他のもの</u>		<u>KG</u>
	<u>199</u>	<u>KG</u>					
	<u>200</u>	<u>KG</u>					
	<u>200</u>	<u>KG</u>					
	<u>910</u>	<u>KG</u>					
	<u>990</u>	<u>KG</u>					
56.07	ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。） (削除)			56.07	ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。） -第 53.03 項のジュートその他の紡織用韌皮繊維製のもの		
5607.90	(省略) -その他のもの --第 53.03 項のジュートその他の紡織用韌皮繊維製のもの			5607.10	--マルチプルのもの --その他のもの (省略) -その他のもの --アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）その他の硬質繊維のもの		<u>KG</u> <u>KG</u>
	<u>110</u>	<u>KG</u>		<u>010</u>			<u>KG</u>
	<u>190</u>	<u>KG</u>		<u>090</u>			<u>KG</u>
	<u>910</u>						
	<u>--マルチプルのもの</u>				<u>--その他のもの</u>		
	<u>--その他のもの</u>						
	<u>--その他のもの</u>						
	<u>--アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）</u>						

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
990	<u>その他の硬質繊維のもの</u> ——その他のもの		<u>KG</u> <u>KG</u>					

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
57.02	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)			5702.10	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)				
5702.10 S	(省 略)			S	(省 略)				
5702.49				5702.49					
5702.50	<u>—その他のもの(パイル織物のもの及び製品にしたもの</u> <u>のを除く。)</u>				<u>—その他のもの(パイル織物のもの及び製品にしたもの</u> <u>のを除く。)</u>				
100	<u>—綿製のもの</u> <u>—その他のもの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>	<u>5702.51</u> <u>5702.52</u>	<u>000</u> <u>000</u>	<u>—羊毛製又は織獸毛製のもの</u> <u>—人造繊維材料製のもの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>	
910	<u>——羊毛製又は織獸毛製のもの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>	<u>5702.59</u>	<u>010</u>	<u>——その他の紡織用繊維製のもの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>	
990	<u>——その他のもの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>		<u>020</u>	<u>——綿製のもの</u> <u>——その他のもの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>	
	—その他のもの(製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。)			5702.91		—その他のもの(製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。)			
5702.91 S	(省 略)			S		(省 略)			
5702.99				5702.99					

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
58.03			58.03	もじり織物 (第58.06項の細畳織物類を除く。)		
5803.00	もじり織物 (第58.06項の細畳織物類を除く。)		5803.10	一綿製のもの		
110	一綿製のもの		010	一一絹糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセ		
	一一絹糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセ			テート繊維のもの		
	テート繊維のもの	SM KG	020	一一合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの		
120	一一合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの			繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超		
	繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超			えるもの (010のものを除く。)		
	えるもの (絹糸のうちいずれか一方が合成繊維			一一その他のもの		
	又はアセテート繊維のものを除く。)	SM KG	030	一その他の紡織用繊維製のもの		
190	一一その他のもの	SM KG	5803.90	一一絹製のもの		
	一綿製のもの			一一一絹糸のうちいずれか一方が合成繊維又はア		
	一一一絹ノイル製のもの			セート繊維のもの		
211	一一一絹糸のうちいずれか一方が合成繊維又はア		011	一一一絹ノイル製のもの		
	セート繊維のもの	SM KG	012	一一一その他のもの		
219	一一一その他のもの	SM KG	013	一一一その他のもの		
	一一一その他のもの		019	一一一絹ノイル製のもの		
291	一一一絹糸のうちいずれか一方が合成繊維又はア		090	一一一その他のもの		
	セート繊維のもの	SM KG		一一一その他のもの		
299	一一一その他のもの	SM KG				
900	一一一その他のもの	SM KG				

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品 名	単位	統計品目番号	品 名	単位	
		I II			I II	
	第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品		第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	注 1～4 (省 略) 5 第59.07項には、次の物品を含まない。 (a)～(g) (省 略) (h) 金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの (主として第14部又は第15部に属する。) 6及び7 (省 略)	注 1～4 (省 略) 5 第59.07項には、次の物品を含まない。 (a)～(g) (省 略) (h) 金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの (第15部参照) 6及び7 (省 略)	

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
60.05	たてメリヤス編物(ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。) (削除) (省略)			60.05 6005.10 000	たてメリヤス編物(ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。) <u>一羊毛製又は綈獸毛製のもの</u> (省略)		<u>KG</u>	

2007 年 輸入統計品目表改正

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位 I II	統計品目番号		品名		単位 I II		
61.04	アンサンブル (削除) (省略) 女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。） (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) -スーツ (削除) (削除)		6103.21 61.04 6104.11 6104.12 6104.13 6104.19	010 090 010 020	—ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び 模様編みの組織を有するもの —その他のもの —アンサンブル —羊毛製又は纖獸毛製のもの —ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び 模様編みの組織を有するもの —その他のもの (省略) 女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。） (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) -スーツ —羊毛製又は纖獸毛製のもの —ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び 模様編みの組織を有するもの —その他のもの —綿製のもの —ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び 模様編みの組織を有するもの —その他のもの (省略) (省略)		NO NO NO NO NO NO NO NO NO NO	KG KG KG KG KG KG KG KG KG KG	
6104.13 6104.19	(省略) (省略)								

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
61.07	<p>アンサンブル (削除)</p> <p>(省略)</p> <p>男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)</p> <p>(省略)</p> <p>(削除)</p>			<p>6104.21</p> <p>6107.92</p> <p>6107.99</p>	<p>010</p> <p>020</p> <p>011</p> <p>019</p> <p>020</p>	<p>アンサンブル</p> <p>—羊毛製又は織獸毛製のもの</p> <p>—ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び 模様編みの組織を有するもの</p> <p>—その他のもの</p> <p>(省略)</p> <p>男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)</p> <p>(省略)</p> <p>—人造繊維製のもの</p> <p>—バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品</p> <p>—ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び 模様編みの組織を有するもの</p> <p>—その他のもの</p> <p>—その他のもの</p> <p>(省略)</p>	<p>NO</p> <p>NO</p> <p>NO</p> <p>NO</p> <p>NO</p>	<p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p>
6107.99	(省略)			6111.10	150	乳児用の衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	PR	KG
61.11	乳児用の衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)					—羊毛製又は織獸毛製のもの		
	(削除)					—手袋、ミトン及びミット		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
6111.90	(省略) —その他の紡織用繊維製のもの —手袋、ミトン及びミット —パンティストッキング、タイツ、ストッキング、 ソックスその他の靴下類	PR KG	6111.90	—パンティストッキング、タイツ、ストッキング、 ソックスその他の靴下類 —パンティストッキング及びタイツ —その他のもの —その他のもの —ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び 模様編みの組織を有するもの	NO KG PR KG NO KG NO KG	
100	150			—手袋、ミトン及びミット —パンティストッキング、タイツ、ストッキング、 ソックスその他の靴下類	PR KG	
210	210	NO KG		—パンティストッキング及びタイツ	NO KG	
290	295	PR KG		—その他のもの —その他のもの	PR KG	
910	310	NO KG		—ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び 模様編みの組織を有するもの	NO KG	
991	390	NO KG		—その他のもの	NO KG	
999		NO KG				
61.14	その他の衣類(メリヤス編み又はクロセ編みのものに 限る。) (削除)		61.14	その他の衣類(メリヤス編み又はクロセ編みのものに 限る。) —羊毛製又は織獣毛製のもの		
			6114.10			

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号		品名	単位	
		I	II				I	II
6114.90	(省略) —その他の紡織用繊維製のもの —ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの ——羊毛製又は織獸毛製のもの ——その他のもの ——その他のもの ——羊毛製又は織獸毛製のもの ——その他のもの			6114.90	010 020 010 020	—ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの —その他のもの (省略) —その他の紡織用繊維製のもの —ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの ——その他のもの	NO NO NO NO	KG KG KG KG
61.15	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックス クスその他の靴下類（段階的圧縮靴下（例えば、静脈 りゆう 瘤 痘用のストッキング）及び履物として使用するも の（更に別の底を取り付けてないものに限る。）を含 むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限 る。） 一段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤 痘用のストッキ ング）			61.15		パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックス クスその他の靴下類（静脈瘤 痘用のストッキング及 び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けて ないものに限る。）を含むものとし、メリヤス編み又 はクロセ編みのものに限る。）		
6115.10	——パンティストッキング及びタイツ ——その他のもの ——綿製のもの ——合成繊維製のもの	PR	KG					

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
	921 ———女子用の長靴下 (構成する単糸が 67 デシテ クス未満のものに限る。)	PR	KG					
	929 ———その他のもの	PR	KG					
	930 ———羊毛製又は織獸毛製のもの	PR	KG					
	———その他の紡織用繊維製のもの							
	991 ———女子用の長靴下 (構成する単糸が 67 デシテ クス未満のものに限る。)	PR	KG					
	999 ———その他のもの	PR	KG					
	—その他のパンティストッキング及びタイツ							
6115.21	000 ——合成繊維製のもの (構成する単糸が 67 デシテツ クス未満のものに限る。)	NO	KG	6115.11	000	—パンティストッキング及びタイツ ——合成繊維製のもの (構成する単糸が 67 デシテツ クス未満のものに限る。)	NO	KG
6115.22	000 ——合成繊維製のもの (構成する単糸が 67 デシテツ クス以上ものに限る。)	NO	KG	6115.12	000	——合成繊維製のもの (構成する単糸が 67 デシテツ クス以上ものに限る。)	NO	KG
6115.29	000 ——その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG	6115.19	000	——その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
6115.30	—その他の女子用の長靴下 (構成する単糸が 67 デシ テックス未満のものに限る。)			6115.20		—女子用の長靴下 (構成する単糸が 67 デシテックス 未満のものに限る。)		
	100 ——合成繊維製のもの	PR	KG		015	—合成繊維製のもの	PR	KG
	200 ——綿製のもの	PR	KG		025	—綿製のもの	PR	KG
	900 ——その他のもの	PR	KG		035	—その他のもの	PR	KG
	—その他のもの					—その他のもの		
6115.94	000 ——羊毛製又は織獸毛製のもの	PR	KG	6115.91	500	—羊毛製又は織獸毛製のもの	PR	KG
6115.95	000 ——綿製のもの	PR	KG	6115.92	500	—綿製のもの	PR	KG
6115.96	000 ——合成繊維製のもの	PR	KG	6115.93	500	—合成繊維製のもの	PR	KG
6115.99	000 ——その他の紡織用繊維製のもの	PR	KG	6115.99	500	—その他の紡織用繊維製のもの	PR	KG

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
61.17	その他の衣類附属品(製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部分品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.17	その他の衣類附属品(製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部分品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)				
6117.10	(省 略) (削 除)			6117.10 6117.20	(省 略) <u>一ネクタイ</u> <u>—ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの</u>				
6117.80	—その他の附属品 —ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの —綿製のもの —その他のもの —その他のもの <u>—ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの</u> <u>一一一ネクタイ</u>	NO NO NO NO NO NO	KG KG KG KG KG KG	011 012 013 019 091 099	<u>一一一絹(絹のくずを含む。)製のもの</u> <u>一一一羊毛製又は綿獸毛製のもの</u> <u>一一一人造纖維製のもの</u> <u>一一一その他のもの</u> <u>一一一その他のもの</u> <u>一一一絹(絹のくずを含む。)製のもの</u> <u>一一一その他のもの</u>	NO NO NO NO NO NO	KG KG KG KG KG KG		
014				014	—その他の附属品 —ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの —綿製のもの	NO	KG		
015				015	—その他のもの —その他のもの <u>—ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの</u>	NO	KG		
111	<u>一一一絹(絹のくずを含む。)製のもの</u>	NO	KG	021	<u>一一一その他のもの</u>	NO	KG		
112	<u>一一一羊毛製又は綿獸毛製のもの</u>	NO	KG	029		NO	KG		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
6117.90	<u>113</u> <u>-----人造繊維製のもの</u> <u>119</u> <u>-----その他のもの</u> <u>190</u> <u>-----その他のもの</u> <u>-----その他のもの</u> <u>-----ネクタイ</u> <u>911</u> <u>-----絹（絹のくずを含む。）製のもの</u> <u>919</u> <u>-----その他のもの</u> <u>990</u> <u>-----その他のもの</u> (省 略)	<u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u>	<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>			6117.90	(省 略)		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名		単位		
			I	II					
62.03	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザ ー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水 着を除く。) (省 略) (削 除) (省 略)		6203.21		男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザ ー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水 着を除く。) (省 略) <u>—羊毛製又は織獸毛製のもの</u> <u>—毛皮付きのもの</u> <u>—その他のもの</u> (省 略)				
62.05	男子用のシャツ (削 除) (省 略)		6205.10	000	男子用のシャツ <u>—羊毛製又は織獸毛製のもの</u> (省 略)				
6205.20			6205.20						
6205.30			6205.30						
6205.90	<u>—その他の紡織用繊維製のもの</u> <u>—羊毛製又は織獸毛製のもの</u> <u>—その他のもの</u>	<u>NO</u> <u>010</u> <u>090</u>	<u>KG</u> <u>NO</u> <u>KG</u>	6205.90	000	<u>—その他の紡織用繊維製のもの</u>			
62.07	男子用のシングレットその他これに類する肌着、パン ツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、 バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類す る製品 (省 略) (削 除)		62.07		男子用のシングレットその他これに類する肌着、パン ツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、 バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類す る製品 (省 略) <u>—人造繊維製のもの</u> <u>—毛皮付きのもの</u> <u>—その他のもの</u>				
			6207.92	100					

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
6207.99	(省略)			6207.99	<u>210</u> <u>220</u>	――シングレットその他これに類する肌着 ――その他のもの (省略)	<u>NO</u> <u>NO</u>	<u>KG</u> <u>KG</u>	
62.09	乳児用の衣類及び衣類附属品 (削除)			62.09 6209.10	<u>150</u> <u>210</u> <u>221</u> <u>229</u>	乳児用の衣類及び衣類附属品 -羊毛製又は織獸毛製のもの -手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の 靴下類 -その他のもの -毛皮付きのもの -その他のもの -附属品 -その他のもの (省略)	<u>PR</u> <u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u>	<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>	
6209.20	(省略)			6209.20		(省略)			
6209.30	(省略)			6209.30		(省略)			
6209.90	-その他の紡織用繊維製のもの			6209.90		-その他の紡織用繊維製のもの			
150	—手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の 靴下類 —その他のもの	PR	KG	150		—手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の 靴下類 —その他のもの	PR	KG	
210	—毛皮付きのもの —その他のもの	NO	KG	210		—毛皮付きのもの —その他のもの	NO	KG	
221	—附属品 —その他のもの	NO	KG	221 222		—附属品 —その他のもの	NO	KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
62.11	<p><u>291</u> <u>-----羊毛製又は織獸毛製のもの</u></p> <p><u>299</u> <u>-----その他のもの</u></p> <p>トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他 の衣類</p> <p>(省 略)</p> <p>(削 除)</p> <p>(省 略)</p>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	62.11					
62.13	ハンカチ			6211.31	100				
6213.20					200				
6213.90				6213.10	000				
010	<p>ハンカチ</p> <p>(削 除)</p> <p>(省 略)</p> <p>—その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>—亞麻製又はラミー製のもの</p> <p><u>—その他のもの</u></p> <p><u>——絹（絹のくずを含む。）製のもの</u></p> <p><u>——その他のもの</u></p>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	6213.20					
091		<u>NO</u>	<u>KG</u>	6213.90	010				
099		<u>NO</u>	<u>KG</u>		020				

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
63.02	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン (省略) (削除)			6302.52 6302.53	000 010	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン (省略) —亜麻製のもの			
6302.53	(省略)			6302.59		—その他の紡織用繊維製のもの	DZ	KG	
6302.59	—その他の紡織用繊維製のもの —亜麻製又はラミー製のもの (省略) (削除)	DZ 030	KG	6302.92 6302.93	000 000	—その他の紡織用繊維製のもの —ラミー製のもの (省略) —亜麻製のもの	DZ	KG	
6302.93	(省略)			6302.99		(省略)	DZ	KG	
6302.99	—その他の紡織用繊維製のもの —亜麻製のもの —その他のもの	DZ 100 900	KG DZ KG			—その他の紡織用繊維製のもの	DZ	KG	
63.03	カーテン(ドレープを含む)、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス —メリヤス編み又はクロセ編みのもの (削除) (省略)			63.03 6303.11		カーテン(ドレープを含む)、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス —メリヤス編み又はクロセ編みのもの —綿製のもの —ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び 模様編みの組織を有するもの —その他のもの (省略)	DZ DZ	KG KG	
63.06	ターポリン及び日よけ、テント、帆(ボート用、セーリング用又はランドクラフト用のものに限る)並			63.06		ターポリン及び日よけ、テント、帆(ボート用、セーリング用又はランドクラフト用のものに限る)並			

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
6306.12	びにキャンプ用品 ーターポリン及び日よけ (削除) (省略)			6306.11 000 6306.12	びにキャンプ用品 ーターポリン及び日よけ <u>一一綿製のもの</u> (省略)		KG
6306.19	<u>一一その他の紡織用纖維製のもの</u> 100 <u>一一綿製のもの</u> 900 <u>一一その他のもの</u> -テント (削除) (省略)	KG KG		6306.19 000 6306.21 000 6306.22	びにキャンプ用品 ーターポリン及び日よけ <u>一一綿製のもの</u> (省略) -テント <u>一一綿製のもの</u> (省略)		KG
6306.22				6306.29 000	<u>一一その他の紡織用纖維製のもの</u>		KG
6306.29	<u>一一その他の紡織用纖維製のもの</u> 100 <u>一一綿製のもの</u> 900 <u>一一その他のもの</u>	KG KG		6306.31 000 6306.39 000	<u>一一その他の紡織用纖維製のもの</u> -帆 <u>一一合成纖維製のもの</u> <u>一一その他の紡織用纖維製のもの</u> -空気マットレス		KG
6306.30	000 -帆	KG		6306.41 000 6306.49 000	<u>一一その他の紡織用纖維製のもの</u> -綿製のもの <u>一一その他の紡織用纖維製のもの</u> -その他もの		KG
6306.40	<u>一一空気マットレス</u> 100 <u>一一綿製のもの</u> 900 <u>一一その他の紡織用纖維製のもの</u> -その他もの	KG KG		6306.91	(省略)		KG
6306.91	(省略)			6306.99	(省略)		KG
6306.99	(省略)						

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号		品名	単位		
		I	II				I	II	
64.01	防水性の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット縫め、くぎ打ち、ねじ縫め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。) (省略) (削除) (省略)			64.01		防水性の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット縫め、くぎ打ち、ねじ縫め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。) (省略) <u>一一ひざを覆うもの</u> (省略)			
64.02	その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。) (省略) (削除) (省略)			64.02		その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。) (省略) <u>一その他の履物(保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。)</u> (省略)			
64.03	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。) (省略) (削除)			64.03		履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。) (省略) <u>一履物(ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。)</u> <u>一一本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの(スリッパその他の室内用履物を除く。)</u> <u>一一共通の限度数量以内のもの</u>			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II		
				012	---その他のもの		PR	KG
				021	---その他のもの		PR	KG
				022	---スリッパ		PR	KG
				029	---その他のもの		PR	KG
					----共通の限度数量以内のもの		PR	KG
					----その他のもの		PR	KG
					(省略)			
6403.59	---その他のもの			6403.59	---その他のもの			
	---スリッパその他の室内用履物				---スリッパその他の室内用履物			
011	----スリッパ	PR	KG	011	----スリッパ		PR	KG
	----その他のもの				----その他のもの			
012	----共通の限度数量以内のもの	PR	KG	012	----共通の限度数量以内のもの		PR	KG
019	----その他のもの	PR	KG	019	----その他のもの		PR	KG
	----その他のもの				----その他のもの			
020	----体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	PR	KG	020	----体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		PR	KG
	----その他のもの				----その他のもの			
	----共通の限度数量以内のもの				----共通の限度数量以内のもの			
	----中底が19センチメートルを超えるもの				----中底が19センチメートルを超えるもの			
044	----紳士用のもの	PR	KG	044	----紳士用のもの		PR	KG
045	----婦人用のもの	PR	KG	045	----婦人用のもの		PR	KG
049	----その他のもの	PR	KG	049	----その他のもの		PR	KG
	----その他のもの				----その他のもの			
	----中底が19センチメートルを超えるもの				----中底が19センチメートルを超えるもの			
104	----紳士用のもの	PR	KG	104	----紳士用のもの		PR	KG

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	105 -----婦人用のもの -----その他のもの	PR	KG		105 109 -----婦人用のもの -----その他のもの	PR	KG		
6403.91	111 -----ベース又はプラットホームが木製の もの(中敷き又は保護用の金属製トー キヤップを有するものを除く。)	PR	KG			PR	KG		
6403.99	119 -----その他のもの -他の履物 (省 略)	PR	KG	6403.91	-----その他の履物 (省 略)	PR	KG		
	011 ---本底がゴム製又はコンポジションレザー製の もの(スリッパその他の室内用履物を除く。) ---体操用、競技用その他これらに類する用途に 供する履物 -----その他のもの -----共通の限度数量以内のもの -----中底が19センチメートルを超えるもの	PR	KG	6403.99	011 ---本底がゴム製又はコンポジションレザー製の もの(スリッパその他の室内用履物を除く。) ---体操用、競技用その他これらに類する用途に 供する履物 -----その他のもの -----共通の限度数量以内のもの -----中底が19センチメートルを超えるもの	PR	KG		
	012 -----紳士用のもの	PR	KG	012 -----紳士用のもの	PR	KG			
	013 -----婦人用のもの	PR	KG	013 -----婦人用のもの	PR	KG			
	014 -----その他のもの -----その他のもの -----中底が19センチメートルを超えるもの	PR	KG	014 -----その他のもの -----その他のもの -----中底が19センチメートルを超えるもの	PR	KG			
	015 -----紳士用のもの	PR	KG	015 -----紳士用のもの	PR	KG			
	016 -----婦人用のもの -----その他のもの	PR	KG	016 -----婦人用のもの -----その他のもの	PR	KG			
	031 -----ベース又はプラットホームが木製の			019 -----その他のもの	PR	KG			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	039 もの(中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。) -----その他のもの ----その他のもの	PR PR	KG KG						
021	-----スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 -----その他のもの	PR PR	KG KG	021	-----その他のもの -----スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 -----その他のもの	PR PR	KG KG		
022	-----共通の限度数量以内のもの	PR	KG	022	-----共通の限度数量以内のもの	PR	KG		
029	-----その他のもの	PR	KG	029	-----その他のもの	PR	KG		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
	(削除)			65.03 6503.00	000	フェルト製の帽子(第65.01項の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)	NO	KG	
65.06	その他の帽子(裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)			65.06		その他の帽子(裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)			
	(省略)					(省略)			
	(削除)			6506.92 6506.99	000	一一毛皮製のもの	DZ	KG	
6506.99	一一その他の材料製のもの					一一その他の材料製のもの			
100	一一一革製のもの及び毛皮付きのもの	DZ	KG	100		一一一革製のもの及び毛皮付きのもの	DZ	KG	
300	一一一毛皮製のもの	DZ	KG			一一一その他のもの	DZ	KG	
900	一一一その他のもの	DZ	KG	200					

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
66.03	第66.01項又は第66.02項の製品の部分品、トリミング及び附属品 (削除) (省略)			66.03 <u>6603.10</u> 000	第66.01項又は第66.02項の製品の部分品、トリミング及び附属品 <u>一握り</u> (省略)		<u>DZ</u> <u>KG</u>		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名		単位		
			I	II	I	II			
68.02	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品(スレートを加工したもの及び第68.01項の物品を除く。)、天然石(スレートを含む。)製のモザイクキューブその他これに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない。)並びに人工的に着色した天然石(スレートを含む。)の粒、細片及び粉 (省略)		68.02		加工した石碑用又は建築用の石及びその製品(スレートを加工したもの及び第68.01項の物品を除く。)、天然石(スレートを含む。)製のモザイクキューブその他これに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない。)並びに人工的に着色した天然石(スレートを含む。)の粒、細片及び粉 (省略)				
6802.21 000	--大理石、トラバーチン及びアラバスター (削除)	MT	6802.21 000 6802.22 000		--大理石、トラバーチン及びアラバスター ¹ --その他の石灰質の石		MT MT		
6802.23 000	--花こう岩 (省略)	MT	6802.23 000		--花こう岩 (省略)		MT		
68.11	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品		68.11		石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品				
6811.40 000	--石綿を含有するもの --石綿を含有しないもの	MT	6811.10 000 6811.20 000		--波板 --その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品		MT		
6811.81 000	--波板	MT	6811.30 000		--管及び管用継手		MT		
6811.82 000	--その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品	MT	6811.90 000		--その他の製品		MT		
6811.83 000	--管及び管用継手	MT							
6811.89 000	--その他の製品	MT							
68.12	石綿繊維(加工したものに限る。)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品(例え		68.12		石綿繊維(加工したものに限る。)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品(例え				

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名		単位		
			I	II	I	II			
	<u>ば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。)</u>				<u>ば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。)</u>				
6812.80	000 <u>一クロシドライト製のもの</u> <u>一その他のもの</u>	<u>KG</u>	6812.50 000		<u>一衣類、衣類附属品、履物及び帽子</u> <u>一紙、厚紙及びフェルト</u>		<u>KG</u>	<u>KG</u>	
6812.91	000 <u>--衣類、衣類附属品、履物及び帽子</u>	<u>KG</u>	6812.60 000		<u>--ジョイント用の圧縮した石綿繊維(シート状又はロール状のものに限る。)</u>		<u>KG</u>	<u>KG</u>	
6812.92	000 <u>--紙、厚紙及びフェルト</u>	<u>KG</u>	6812.70 000						
6812.93	000 <u>--ジョイント用の圧縮した石綿繊維(シート状又はロール状のものに限る。)</u>	<u>KG</u>	6812.90 000		<u>--その他のもの</u>		<u>KG</u>	<u>KG</u>	
6812.99	000 <u>--その他のもの</u>	<u>KG</u>							
68.13	<u>ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品(例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。)</u>		68.13		<u>ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品(例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。)</u>				
6813.20	<u>一石綿を含有するもの</u> <u>一自動車の部分品</u> <u>一その他のもの</u>	<u>KG</u>	6813.10 010		<u>一ブレーキライニング及びブレーキパッド</u> <u>--自動車の部分品</u> <u>--その他のもの</u>		<u>KG</u>	<u>KG</u>	
6813.81	<u>一石綿を含有しないもの</u> <u>--ブレーキライニング及びブレーキパッド</u> <u>--自動車の部分品</u> <u>--その他のもの</u>	<u>KG</u>	6813.90 090		<u>--その他のもの</u> <u>--自動車の部分品</u> <u>--その他のもの</u>		<u>KG</u>	<u>KG</u>	

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
6813.89	<p><u>100</u> <u>900</u></p> <p><u>――その他のもの</u> <u>――自動車の部分品</u> <u>――その他のもの</u></p>			KG					

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位			
		I II			I II			
第70類 ガラス及びその製品			第70類 ガラス及びその製品					
号注 1 第7013.22号、第7013.33号、第7013.41号及び第7013.91号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛(PbO)の含有量が全重量の24%以上のガラスのみをいう。			号注 1 第7013.21号、第7013.31号及び第7013.91号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛(PbO)の含有量が全重量の24%以上のガラスのみをいう。					
70.13	(削除) <u>ガラス製品(食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第70.10項又は第70.18項のものを除く。)</u>		70.12 7012.00 000	70.13 7013.10 000	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶 <u>ガラス製品(食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第70.10項又は第70.18項のものを除く。)</u>	NO		
7013.10	000 <u>—ガラスセラミックス製のもの</u> <u>—脚付きグラス類(ガラスセラミックス製のものを除く。)</u>	KG	7013.10 000	7013.21 7013.29 000	<u>—ガラスセラミックス製のもの</u> <u>—コップ類(ガラスセラミックス製のものを除く。)</u>	KG		
7013.22	000 <u>—鉛ガラス製のもの</u>	KG	7013.21 000	7013.29 000	<u>—鉛ガラス製のもの</u>	KG		
7013.28	000 <u>—その他のもの</u> <u>—その他のコップ類(ガラスセラミックス製のものを除く。)</u>	KG KG	7013.29 000	7013.31 000	<u>—その他のもの</u>	KG		
7013.33	000 <u>—鉛ガラス製のもの</u>	KG						
7013.37	000 <u>—その他のもの</u> <u>—食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品(コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。)</u>	KG KG			<u>—食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品(コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。)</u>			
7013.41	000 <u>—鉛ガラス製のもの</u>	KG	7013.31 000	7013.32 000	<u>—鉛ガラス製のもの</u>	KG		
7013.42	000 <u>—線膨脹係数が温度0度から300度までの範囲において1ケルビンにつき1,000,000分の5以下</u>				<u>—線膨脹係数が温度0度から300度までの範囲において1ケルビンにつき1,000,000分の5以下</u>			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
7013.49	000	<u>のもの</u> --その他のもの -その他のガラス製品	<u>KG</u> <u>KG</u>	7013.39	000	<u>のもの</u> --その他のもの -その他のガラス製品	<u>KG</u> <u>KG</u>		
7013.91	000	--鉛ガラス製のもの	<u>KG</u>	7013.91	000	--鉛ガラス製のもの	<u>KG</u>		
7013.99	000	--その他のもの	<u>KG</u>	7013.99	000	--その他のもの	<u>KG</u>		

2007年 輸入統計品目表改正

新	旧	
<p>第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた 金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p> <p>注</p> <p>1 全部又は一部が次の材料から成る製品は、第6部の<u>注1(A)</u>及びこの類の他の注において別段の定めがある場合を除くほか、すべてこの類に属する。</p> <p>(a)及び(b) (省略)</p> <p>2 <u>(A)</u> (省略) <u>(B)</u> (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 <u>(A)</u> (省略) <u>(B)</u> (省略) <u>(C)</u> (省略)</p> <p>5~7 (省略)</p> <p>8 第71.12項に該当する物品は、第6部の<u>注1(A)</u>に規定する場合を除くほか、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。</p> <p>9 第71.13項において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいう。</p> <p>(a) 小形の身辺用装飾品（例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章）</p> <p>(b) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品（例えば、シガーケース、シガレットケース、嗅ぎたばこ入れ、口中香剤入れ、錠剤入れ、おしろい入れ、鎖入れ及び数珠）</p> <p><u>これらの物品は、組み合わせてあるかセットであるかを問わない（例えば、天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、合成若しくは再生した貴石又は半貴石、べつ甲、真珠層、象牙、天然又は再生させたこはく、黒玉及びさんご）。</u></p> <p>10及び11 (省略)</p> <p>号注</p>	<p>第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた 金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p> <p>注</p> <p>1 全部又は一部が次の材料から成る製品は、第6部の<u>注1(a)</u>及びこの類の他の注において別段の定めがある場合を除くほか、すべてこの類に属する。</p> <p>(a)及び(b) (省略)</p> <p>2 <u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 <u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> (省略) <u>(c)</u> (省略)</p> <p>5~7 (省略)</p> <p>8 第71.12項に該当する物品は、第6部の<u>注1(a)</u>に規定する場合を除くほか、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。</p> <p>9 第71.13項において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいう。</p> <p>(a) 小形の身辺用装飾品（例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章。<u>宝石を取り付けてあるかないかを問わない。</u>）</p> <p>(b) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品（例えば、<u>シガレットケース、おしろい入れ、鎖入れ及び口中剤入れ</u>）</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p> <p>10及び11 (省略)</p> <p>号注</p>	

2007年 輸入統計品目表改正

新	旧	
1 (省 略) 2 第7110.11号及び第7110.19号において白金には、 <u>注4(B)</u> の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。 3 (省 略)	1 (省 略) 2 第7110.11号及び第7110.19号において白金には、 <u>注4(b)</u> の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。 3 (省 略)	

2007 年 輸入統計品目表改正

2007 年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
7219.32	ない。) ----ニッケルの含有量が全重量の7%未満のも の	KG	KG	021	ない。) ----200系(ニッケルの含有量が全重量の7%未 満のものに限るものとし、その他の成分を含 有するかしないかを問わない。)	KG	KG
	----ニッケルの含有量が全重量の6%以下で、 マンガンの含有量が全重量の3%以上の もの						
	----その他のもの						
	----その他のもの (省略)				----その他のもの (省略)		
	---厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未 満のもの				---厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未 満のもの		
	---クロム系(ニッケルを含まないものに限るもの とし、その他の成分を含有するかしないかを問 わない。)	KG	KG	010	---クロム系(ニッケルを含まないものに限るもの とし、その他の成分を含有するかしないかを問 わない。)	KG	KG
	---ニッケル系(ニッケルを含むものに限るものと し、その他の成分を含有するかしないかを問 わない。)				---ニッケル系(ニッケルを含むものに限るものと し、その他の成分を含有するかしないかを問 わない。)		
	----ニッケルの含有量が全重量の7%未満のも の				----200系(ニッケルの含有量が全重量の7%未 満のものに限るものとし、その他の成分を含 有するかしないかを問わない。)		
	----ニッケルの含有量が全重量の6%以下で、 マンガンの含有量が全重量の3%以上の もの						
	----その他のもの						
	----ニッケルの含有量が全重量の7%以上10% 未満のもの	KG	KG	022	----304系(ニッケルの含有量が全重量の7%以 上10%未満のものに限るものとし、その他	KG	KG

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				統計品目番号	
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名	単位	
			I	II				I	II
7219.33	023	----ニッケルの含有量が全重量の 10%以上のも の --厚さが1ミリメートルを超えるもの --クロム系(ニッケルを含まないものに限るもの とし、その他の成分を含有するかしないかを問 わない。) 011 019 025 026 022	KG	KG	7219.33	023 011 019 021 KG KG	の成分を含有するかしないかを問わない。) ----高ニッケル材(ニッケルの含有量が全重量の 10%以上のものに限るものとし、その他の成 分を含有するかしないかを問わない。) --厚さが1ミリメートルを超えるもの --クロム系(ニッケルを含まないものに限るもの とし、その他の成分を含有するかしないかを問 わない。) ----409系(クロムの含有量が全重量の 12%未満 のものに限るものとし、その他の成分を含有 するかしないかを問わない。) ----その他のもの ----ニッケル系(ニッケルを含むものに限るものと し、その他の成分を含有するかしないかを問わ ない。) ----ニッケルの含有量が全重量の 7%未満のも の ----ニッケルの含有量が全重量の 6%以下で、 マンガンの含有量が全重量の 3%以上の もの ----その他のもの ----ニッケルの含有量が全重量の 7%以上 10% 未満のもの	KG KG KG KG KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
7219.34	023 ——ニッケルの含有量が全重量の10%以上のもの ——厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの ——クロム系(ニッケルを含まないものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。) ——クロムの含有量が全重量の12%未満のもの	KG	KG	023 7219.34	——高ニッケル材(ニッケルの含有量が全重量の10%以上のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。) ——厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの ——クロム系(ニッケルを含まないものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。) ——409系(クロムの含有量が全重量の12%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)	KG	KG		
	011			011	——その他のもの				
	019			019	——ニッケル系(ニッケルを含むものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。) ——ニッケルの含有量が全重量の7%未満のもの		KG		
	025			021	——ニッケルの含有量が全重量の6%以下で、 ——マンガンの含有量が全重量の3%以上のもの	——200系(ニッケルの含有量が全重量の7%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)			
	026		KG	022	——その他のもの	KG	KG		
	022			023	——ニッケルの含有量が全重量の7%以上10%未満のもの	——304系(ニッケルの含有量が全重量の7%以上10%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)			
	023				——高ニッケル材(ニッケルの含有量が全重量の				

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
								I	II		I	II	I	II
7219.35	010	<p><u>の</u></p> <p>——厚さが0.5ミリメートル未満のもの</p> <p>———クロム系(ニッケルを含まないものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)</p> <p>———ニッケル系(ニッケルを含むものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)</p> <p>———ニッケルの含有量が全重量の7%未満のもの</p> <p><u>の</u></p> <p>———ニッケルの含有量が全重量の6%以下で、 マンガンの含有量が全重量の3%以上のもの</p> <p><u>の</u></p> <p>———その他のもの</p> <p>———ニッケルの含有量が全重量の7%以上 10%未満のもの</p> <p>———ニッケルの含有量が全重量の 10%以上のもの</p>		KG	7219.35	010			7219.35	<p><u>10%以上のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)</u></p> <p>——厚さが0.5ミリメートル未満のもの</p> <p>———クロム系(ニッケルを含まないものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)</p> <p>———ニッケル系(ニッケルを含むものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)</p> <p>———200系(ニッケルの含有量が全重量の7%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)</p> <p>———304系(ニッケルの含有量が全重量の7%以上 10%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)</p> <p>———高ニッケル材(ニッケルの含有量が全重量の10%以上のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)</p>		KG		
7219.90		(省略)			KG	7219.90					(省略)			
72.20		ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル未満のものに限る。)			KG	72.20					ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル未満のものに限る。)			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
7220.20	010	(省略) 一冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。) --クロム系(ニッケルを含まないものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。) --ニッケル系(ニッケルを含むものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。) ----ニッケルの含有量が全重量の7%未満のもの ----ニッケルの含有量が全重量の6%以下で、マングンの含有量が全重量の3%以上のもの ----その他のもの ----その他のもの	KG	7220.20 010 021 KG KG KG	(省略) 一冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。) --クロム系(ニッケルを含まないものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。) --ニッケル系(ニッケルを含むものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。) ----200系(ニッケルの含有量が全重量の7%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。) ----その他のもの (省略)	KG	KG	KG	
7220.90		(省略)		7220.90					
72.25		その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル以上のものに限る。) 一けい素電気鋼のもの		72.25		その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル以上のものに限る。) 一けい素電気鋼のもの			
7225.11	000	--方向性けい素鋼のもの	KG	7225.11 000	--方向性けい素鋼のもの	KG			
7225.19	000	--その他のもの	KG	7225.19 000 7225.20 000	--その他のもの --高速度鋼のもの	KG	KG	KG	
7225.30		(削除) --その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものと除く。)で巻いたものに限る。) --合金工具鋼のもの --高速度鋼のもの	KG	7225.30 010	--その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものと除く。)で巻いたものに限る。) --合金工具鋼のもの	KG			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
7225.40	<u>900</u> --その他もの --その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)で巻いてないものに限る。)	<u>KG</u>		7225.40	<u>020</u> --その他もの --その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)で巻いてないものに限る。)	<u>KG</u>			
7225.50	<u>100</u> <u>200</u> <u>900</u> --合金工具鋼のもの --高速度鋼のもの --その他もの --その他のもの(冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	<u>KG</u>		7225.50	<u>010</u> --合金工具鋼のもの <u>020</u> --その他もの --その他のもの(冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	<u>KG</u>			
7225.91	<u>100</u> <u>200</u> <u>900</u> --合金工具鋼のもの --高速度鋼のもの --その他もの --その他もの --亜鉛を電気めつきしたもの --バイメタル(張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)	<u>KG</u>		7225.91	<u>010</u> --合金工具鋼のもの <u>020</u> --その他もの --その他もの --亜鉛を電気めつきしたもの --バイメタル(張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)	<u>KG</u>			
7225.92	<u>200</u> <u>300</u> <u>900</u> --合金工具鋼のもの --高速度鋼のもの --その他もの --亜鉛をめつきしたもの(電気めつきによるものを除く。) --バイメタル(張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)	<u>KG</u>		7225.92	<u>020</u> --合金工具鋼のもの <u>030</u> --その他もの --亜鉛をめつきしたもの(電気めつきによるものを除く。) --バイメタル(張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)	<u>KG</u>			
	<u>100</u> --合金工具鋼のもの	<u>KG</u>			<u>010</u> --合金工具鋼のもの	<u>KG</u>			
	<u>200</u>	<u>KG</u>			<u>020</u> --合金工具鋼のもの	<u>KG</u>			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
7225.99	<u>300</u> ---高速度鋼のもの	<u>KG</u>		7225.99	<u>030</u> ---その他のもの				
	<u>900</u> ---その他のもの	<u>KG</u>			<u>010</u> ---その他のもの				
	---その他のもの				<u>020</u> ---バイメタル (張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の 10%を超えるものに限る。)				
	<u>100</u> ---バイメタル (張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の 10%を超えるものに限る。)	<u>KG</u>			<u>030</u> ---その他のもの				
	<u>200</u> ---合金工具鋼のもの	<u>KG</u>							
	<u>300</u> ---高速度鋼のもの	<u>KG</u>							
72.26	<u>900</u> ---その他のもの	<u>KG</u>		72.26					
	その他の合金鋼のフラットロール製品 (幅が 600 ミリメートル未満のものに限る。) (省 略) (削 除)				7226.93	その他の合金鋼のフラットロール製品 (幅が 600 ミリメートル未満のものに限る。) (省 略)			
					<u>010</u> ---亜鉛を電気めつきしたもの				
					<u>020</u> ---バイメタル (張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の 10%を超えるものに限る。)				
					<u>030</u> ---合金工具鋼のもの				
					<u>010</u> ---その他のもの				
					<u>020</u> ---亜鉛をめつきしたもの (電気めつきによるものを除く。)				
					<u>030</u> ---バイメタル (張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の 10%を超えるものに限る。)				
					<u>010</u> ---合金工具鋼のもの				
					<u>020</u> ---その他のもの				

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
7226.99	<p>――その他のもの</p> <p>――バイメタル (張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)</p> <p>110 ――亜鉛をめつきしたもの</p> <p>190 ――その他のもの</p> <p>200 ――合金工具鋼のもの</p> <p>900 ――その他のもの</p>			7226.99	<p>030 ――その他のもの</p> <p>010 ――バイメタル (張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)</p>		KG	
72.29	その他の合金鋼の線 (削除)			72.29	その他の合金鋼の線			
7229.20	000 一シリコマンガン鋼のもの	KG		7229.10	000 一高速度鋼のもの		KG	
7229.90	<p>一その他のもの</p> <p>100 一合金工具鋼のもの</p> <p>200 一高速度鋼のもの</p> <p>910 ――ガスシールド溶接用ソリッドワイヤ</p> <p>990 ――その他のもの</p>	KG		7229.20	000 一シリコマンガン鋼のもの		KG	
				7229.90	010 一その他のもの		KG	
					021 一ガスシールド溶接用ソリッドワイヤ		KG	
					029 一その他のもの		KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
73.04	鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。) —油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ		73.04	鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。) —油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ		
7304.11	000 —ステンレス鋼のもの	KG	7304.10	010 —合金鋼製のもの	KG	
7304.19	100 —その他のもの	KG		020 —その他のもの	KG	
	900 ——合金鋼製のもの	KG		—油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チユービング及びドリルパイプ		
	—その他のもの	KG		—ドリルパイプ		
	—油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チユービング及びドリルパイプ		7304.21	010 ——合金鋼製のもの	KG	
7304.22	000 ——ドリルパイプ(ステンレス鋼製のもの)	KG		090 ——その他のもの	KG	
7304.23	—その他のドリルパイプ		7304.29	—その他のもの		
	010 ——合金鋼製のもの	KG		010 ——合金鋼製のもの	KG	
	090 ——その他のもの	KG		090 ——その他のもの	KG	
7304.24	000 ——その他のもの(ステンレス鋼製のもの)	KG	7304.31	—冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの		
7304.29	—その他のもの			010 ——ドリルパイプ	KG	
	010 ——合金鋼製のもの	KG		020 ——その他のもの	KG	
	090 ——その他のもの	KG	7304.39	—その他のもの		
	—その他のもの(鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)			010 ——ドリルパイプ	KG	
7304.31	—冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの		7304.41	020 ——その他のもの	KG	
	010 ——ドリルパイプ	KG		—冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの		
	020 ——その他のもの	KG		010 ——ドリルパイプ	KG	
7304.39	—その他のもの		7304.49	020 ——その他のもの	KG	
	010 ——ドリルパイプ	KG		—その他のもの		
	020 ——その他のもの	KG		010 ——ドリルパイプ	KG	
				020 ——その他のもの	KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
	<u>—その他のもの (ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)</u>			7304.51	<u>—冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの</u>			
7304.41	<u>—冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの</u>				010 <u>——ドリルパイプ</u>			<u>KG</u>
	010 <u>——ドリルパイプ</u>	<u>KG</u>		7304.59	020 <u>——その他のもの</u>			<u>KG</u>
	020 <u>——その他のもの</u>	<u>KG</u>			010 <u>——その他のもの</u>			<u>KG</u>
7304.49	<u>——その他のもの</u>				020 <u>——その他のもの</u>			<u>KG</u>
	010 <u>——ドリルパイプ</u>	<u>KG</u>		7304.90	<u>—その他のもの</u>			<u>KG</u>
	020 <u>——その他のもの</u>	<u>KG</u>			050 <u>——ドリルパイプ</u>			<u>KG</u>
	<u>—その他のもの (その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)</u>				030 <u>——合金鋼製のもの</u>			<u>KG</u>
7304.51	<u>—冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの</u>				040 <u>——その他のもの</u>			<u>KG</u>
	010 <u>——ドリルパイプ</u>	<u>KG</u>						
	020 <u>——その他のもの</u>	<u>KG</u>						
7304.59	<u>——その他のもの</u>							
	010 <u>——ドリルパイプ</u>	<u>KG</u>						
	020 <u>——その他のもの</u>	<u>KG</u>						
7304.90	<u>—その他のもの</u>							
	050 <u>——ドリルパイプ</u>	<u>KG</u>						
	<u>——その他のもの</u>							
	030 <u>——合金鋼製のもの</u>	<u>KG</u>						
	040 <u>——その他のもの</u>	<u>KG</u>						
73.06	<u>鉄鋼製のその他の管及び中空の形材 (例えば、オープシンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの)</u>			73.06	<u>鉄鋼製のその他の管及び中空の形材 (例えば、オープシンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの)</u>			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
7306.11	000	一油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ 一一溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	KG	7306.10	一油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ 一一合金鋼製のもの	KG	KG		
7306.19	100	一一その他もの			020	一一その他もの	KG		
	900	一一一合金鋼製のもの 一一その他もの	KG	7306.20	一油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及 びチューピング	KG	KG		
7306.21	000	一油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及 びチューピング 一一溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	KG	7306.30	010 020 一その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横 断面が円形のものに限る。）	KG	KG		
7306.29	100	一一その他もの	KG		一一一合金鋼製のもの 一一その他もの	KG	KG		
	900	一一一合金鋼製のもの 一一その他もの	KG		011 019 一一一めつきしたもの 一一一その他のもの	KG	KG		
7306.30	011	一その他の溶接管（鉄鋼又は非合金鋼製のもので、横 断面が円形のものに限る。） 一一配管用炭素鋼鋼管 一一一めつきしたもの	KG		021 029 一一一めつきしたもの 一一一その他のもの	KG	KG		
	019	一一一その他のもの 一一一般構造用炭素鋼鋼管	KG	7306.40	090 000 一一一その他のもの 一一一その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面 が円形のものに限る。）	KG	KG		
	021	一一一めつきしたもの	KG		000 一一一その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断 面が円形のものに限る。）	KG	KG		
	029	一一一その他のもの	KG	7306.50	000 010 一一一めつきしたもの 一一一その他のもの	KG	KG		
	090	一一一その他のもの	KG		021 一一一横断面が長方形（正方形を含む。）で、一辺の 長さが200ミリメートル以上のもの	KG	KG		
7306.40	000	一その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面 が円形のものに限る。）	KG	7306.60	010 一一一合金鋼製のもの 一一一その他のもの	KG	KG		
7306.50	000	一その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断 面が円形のものに限る。） 一その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）	KG		021				

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名		単位		
			I	II	I	II			
7306.61	<p>—横断面が正方形又は長方形のもの</p> <p>100 —合金鋼製のもの</p> <p> —その他のもの</p> <p>910 ———辺の長さが200ミリメートル以上のもの</p> <p> 990 ———その他のもの</p> <p>7306.69</p> <p>100 ———合金鋼製のもの</p> <p> 900 ———その他のもの</p> <p>7306.90</p> <p>010 ——合金鋼製のもの</p> <p> 020 ———その他のもの</p>	<p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p>	<p>7306.90</p>	<p>029</p> <p>010</p> <p>020</p>	<p>—その他もの</p> <p>—その他もの</p> <p>—合金鋼製のもの</p> <p>—その他もの</p>		<p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p>		
73.14	<p>ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワ イヤグリル、網及び柵(鉄鋼の線から製造したもの に限る。)並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル (省略) (削除) (省略)</p>		73.14		ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワ イヤグリル、網及び柵(鉄鋼の線から製造したもの に限る。)並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル (省略) —その他機械用ワイヤエンドレスバンド (省略)			KG	
73.19	<p>鉄鋼製の安全ピンその他のピン(他の項に該当するも のを除く。)及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、 クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これ らに類する物品 (削除) (省略)</p>		7319.10	000	鉄鋼製の安全ピンその他のピン(他の項に該当するも のを除く。)及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、 クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これ らに類する物品 —縫針、かがり針及びししゅう針 (省略)			KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
73.21	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。） —調理用加熱器具及び皿温め器 （省 略） （省 略）			73.21	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。） —調理用加熱器具及び皿温め器 （省 略） （省 略）				
7321.11	<u>000</u>	<u>—その他もの（固体燃料用のものを含む。）</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	7321.11	<u>—固体燃料用のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	
7321.12		<u>—その他の器具</u>			7321.12	<u>—その他器具</u>			
7321.81		（省 略）			7321.81	（省 略）			
7321.82		（省 略）			7321.82	（省 略）			
7321.89	<u>000</u>	<u>—その他もの（固体燃料用のものを含む。）</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	7321.83	<u>—固体燃料用のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	
7321.90		（省 略）			7321.90	（省 略）			

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
	第74類 銅及びその製品			第74類 銅及びその製品		
	注			注		
	1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a)～(e) (省略) (f) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さか幅の10分の1を超えるものに限る。 (削除) (g)及び(h) (省略)		1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a)～(e) (省略) (f) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さか幅の10分の1を超えるものに限る。 <u>もつとも、第74.14項の線には、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。</u>			
74.01 7401.00 010 020	<u>銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）</u> —銅のマット —セメントカッパー（沈殿銅）		74.01 7401.10 000 7401.20 000	<u>銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）</u> —銅のマット —セメントカッパー（沈殿銅）		
74.03 7403.11 S 7403.19	精製銅又は銅合金の塊 —精製銅 (省略) —銅合金	KG KG	74.03 7403.11 S 7403.19 7403.21 000	精製銅又は銅合金の塊 —精製銅 (省略) —銅・亜鉛合金（黄銅）		KG KG KG

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
7403.21	000	— <u>—銅・亜鉛合金（黄銅）</u>		KG	7403.22				
7403.22		(省 略)			7403.23	(省 略)			
		(削 除)				— <u>—銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜 鉛合金（洋白）</u>			
7403.29	011	— <u>—その他の銅合金（第 74.05 項のマスターアロイを 除く。）</u>		KG	010	— <u>—課税価格が 1キログラムにつき 485 円以下の もの</u>	KG		
	019	— <u>—課税価格が 1キログラムにつき 485 円以下の もの</u>		KG	020	— <u>—課税価格が 1キログラムにつき 485 円を超 500 円以下のもの</u>	KG		
	021	— <u>—銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・ 亜鉛合金（洋白）</u>		KG	030	— <u>—課税価格が 1キログラムにつき 500 円を超 るもの</u>	KG		
	029	— <u>—その他のもの</u>		KG		— <u>—その他の銅合金（第 74.05 項のマスターアロイを 除く。）</u>	KG		
	031	— <u>—課税価格が 1キログラムにつき 485 円を超 500 円以下のもの</u>		KG		— <u>—課税価格が 1キログラムにつき 485 円以下の もの</u>	KG		
		— <u>—銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・ 亜鉛合金（洋白）</u>		KG		— <u>—課税価格が 1キログラムにつき 485 円を超 500 円以下のもの</u>	KG		
		— <u>—その他のもの</u>		KG		— <u>—課税価格が 1キログラムにつき 500 円を超 るもの</u>	KG		
		— <u>—課税価格が 1キログラムにつき 500 円を超 るもの</u>		KG		— <u>—課税価格が 1キログラムにつき 500 円を超 るもの</u>	KG		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
								I	II			I	II
74.07	039	<u>亜鉛合金(洋白)</u> ----その他もの		<u>KG</u>									
7407.10		銅の棒及び形材 (省略)		<u>KG</u>		74.07		銅の棒及び形材 (省略)					
7407.21		—銅合金のもの (省略)				7407.10		—銅合金のもの (省略)					
7407.29		(削除)				7407.21							
						7407.22	000	<u>—銅・ニッケル合金(白銅)又は銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)のもの</u>					
		<u>—その他もの</u>				7407.29		<u>—その他もの</u>					
	100	<u>—銅・ニッケル合金(白銅)又は銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)のもの</u>		<u>KG</u>									
		<u>—その他もの</u>											
	910	<u>—銅・すず合金(青銅)のもの</u>		<u>KG</u>		010		<u>—銅・すず合金(青銅)のもの</u>					
	990	<u>—その他もの</u>		<u>KG</u>		090		<u>—その他もの</u>					
		(削除)				74.14		ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む)、ワイヤグリル及び網(銅の線から製造したものに限る) 並びに銅製のエキスパンデッドメタル					
						7414.20	000	—ワイヤクロス					
						7414.90	000	—その他もの					
		(削除)				74.16							
						7416.00	000	<u>銅製のばね</u>					

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	(削除)			74.17 7417.00	000	銅製の加熱器具(調理用その他家庭用に供する種類の ものに限るものとし、電気式のものを除く。)及びそ の部分品(銅製のものに限る。)	KG		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
78.06 7806.00	(削除) (削除) <u>その他の鉛製品</u> <u>—鉛製の管及び管用継手 (例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)</u> <u>—その他のもの</u>			78.03 7803.00	000	鉛の棒、形材及び線	KG	
100				78.05 7805.00	000	鉛製の管及び管用継手 (例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)	KG	
900		KG	KG	78.06 7806.00	000	その他の鉛製品	KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
79.07 7907.00 100 900	(削除) <u>その他の亜鉛製品</u> <u>—亜鉛製の管及び管用継手 (例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)</u> <u>—その他のもの</u>			79.06 7906.00 000	<u>亜鉛製の管及び管用継手 (例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)</u>		KG
				79.07 7907.00 000	<u>その他の亜鉛製品</u>		KG

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位			
		I II			I II			
第80類 すず及びその製品			第80類 すず及びその製品					
注			注					
<p>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a)～(c) (省略)</p> <p>(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第80.01項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。</p> <p>長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの</p> <p>長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの</p> <p>（削除）</p>			<p>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a)～(c) (省略)</p> <p>(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第80.01項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。</p> <p>長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの</p> <p>長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの</p> <p><u>第80.04項又は第80.05項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。</u></p>					
(e) (省略)			(e) (省略)					
		(削除)			80.04 8004.00 000	すずの板、シート及びストリップ（厚さが0.2ミリメートルを超えるものに限る。）		KG
		(削除)			80.05 8005.00 000	すずのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が0.2ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わ		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名		単位		
			I	II	I	II			
80.07	(削除)		80.06		ない。)、粉及びフレーク		KG		
8007.00	その他のすず製品		8006.00	000	すず製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)		KG		
100	一すずの板、シート及びストリップ(厚さが0.2ミリ メートルを超えるものに限る。)	KG	80.07		その他のすず製品		KG		
200	一すずのはく(厚さ(補強材の厚さを除く。)が0.2 ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷して あるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他こ れらに類する補強材により裏張りしてあるかない かを問わない。)、粉及びフレーク	KG	8007.00	000			KG		
300	一すず製の管及び管用継手(例えば、カップリング、 エルボー及びスリーブ)	KG							
900	一その他のもの	KG							

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名		単位		
			I	II	I	II			
81.01	タングステン及びその製品（くずを含む。） (省 略) (削 除)		81.01		タングステン及びその製品（くずを含む。） (省 略)				
8101.96	000		8101.95	000	一一棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく		KG		
8101.97	000		8101.96	000	(省 略)				
8101.99	010		8101.97	000	(省 略)		KG		
	090		8101.99	000	一一その他のもの				
81.12	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。） (省 略) (削 除) (削 除) (省 略)		81.12		ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。） (省 略)				
8112.92	100		8112.30	000	—ゲルマニウム		KG		
	200		8112.40	000	—バナジウム		KG		
	910		8112.92	010	(省 略)				
					—その他のもの				
					—塊、くず及び粉				
					—インジウムのもの		KG		
					—バナジウムのもの				
					—その他のもの		KG		
					—ゲルマニウムのもの				

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
8112.99	<u>990</u> <u>----その他もの</u> <u>100</u> <u>----ニオブ・チタン合金のもの</u> <u>200</u> <u>----ゲルマニウムのもの</u> <u>910</u> <u>----バナジウムのもの</u> <u>990</u> <u>----その他のもの</u>	<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>		<u>8112.99</u> <u>010</u> <u>090</u>	<u>----その他もの</u> <u>----ニオブ・チタン合金のもの</u> <u>----その他もの</u>			<u>KG</u> <u>KG</u>	

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名	単位	
			I	II				I	II
83.11		卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フランクスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒 (省略)			83.11		卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フランクスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒 (省略)		
8311.90	000	その他のもの		KG	8311.90	000	その他のもの <u>（部分品を含む。）</u>		KG

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品 名	単位	統計品目番号	品 名	単位		
		I II			I II		
	第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品		第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品				
注	1 この部には、次の物品を含まない。 (a) (省 略) (b) 革製品及びコンポジションレザー製品 (第42.05項参照) 並びに毛皮製品 (第43.03項参照) で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの (c)～(g) (省 略) 2 機械の部分品 (第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。) は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。 (a) 当該部分品は、第84類又は第85類のいずれかの項 (第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、 <u>第84.87項</u> 、第85.03項、第85.22項、第85.29項、第85.38項及び第85.48項を除く。) に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。 (b) (省 略) (c) その他の部分品は、第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項又は第85.38項のうち該当する項に属する。この場合において、該当する項がない場合には、 <u>第84.87項</u> 又は第85.48項に属する。 3～5 (省 略)	1 この部には、次の物品を含まない。 (a) (省 略) (b) 革製品及びコンポジションレザー製品 (第42.04項参照) 並びに毛皮製品 (第43.03項参照) で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの (c)～(g) (省 略) 2 機械の部分品 (第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。) は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。 (a) 当該部分品は、第84類又は第85類のいずれかの項 (第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、 <u>第84.85項</u> 、第85.03項、第85.22項、第85.29項、第85.38項及び第85.48項を除く。) に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。 (b) (省 略) (c) その他の部分品は、第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項又は第85.38項のうち該当する項に属する。この場合において、該当する項がない場合には、 <u>第84.85項</u> 又は第85.48項に属する。 3～5 (省 略)	第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	注	1 この類には、次の物品を含まない。	
注	1 この類には、次の物品を含まない。						

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
(a)～(d) (省略) <u>(e) 第85.08項の真空式掃除機</u> <u>(f) 第85.09項の家庭用電気機器及び第85.25項のデジタルカメラ</u> <u>(g) (省略)</u> 2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。 (a)～(e) (省略) 第84.22項には、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (省略) また、第84.24項には、インクジェット方式の印刷機（第84.43項参照）を含まない。	(a)～(d) (省略) (e) 第85.09項の家庭用電気機器及び第85.25項のデジタルカメラ <u>(f) (省略)</u> 2 第84.01項から第84.24項までに該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項までの該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。 (a)～(e) (省略) 第84.22項には、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (省略) また、第84.24項には、インクジェット方式の印刷機（第84.43項及び第84.71項参照）を含まない。	3及び4 (省略) 5(A) 第84.71項において「自動データ処理機械」とは、次の能力を有する物品をいう。 (i) 处理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。 (ii) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れれることができること。 (iii) 使用者が特定する算術計算を実行すること。 (iv) 人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。	3及び4 (省略) 5(A) 第84.71項において「自動データ処理機械」とは、次の物品をいう。 (a) 次の能力を有するデジタル式機械 (1) 处理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。 (2) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れれくなことができること。 (3) 使用者が特定する算術計算を実行すること。 (4) 人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。 (b) アナログ式機械（計算式を模擬したモデルを作ることができる機械で少なくともアナログ要素、制御要素及びプログラム要素を有するもの） (c) ハイブリッド式機械（デジタル式機械でアナログ要素を有するもの及びアナログ式機械でデジタル要素を有するもの）			

2007 年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品 名	単位	統計品目番号	品 名	単位	
		I II			I II	
(B) <u>自動データ処理機械は、異なるユニットによりシステムを構成するものであるかいかを問わない。</u>			(B) <u>自動データ処理機械は、異なるユニットによりシステムを構成するものであるかいかを問わない。(E)の規定に従うことを条件として、ユニットは、次の要件を満たす場合には、当該システムの一部とみなす。</u>			
(C) <u>(D)及び(E)の規定に従うことを条件として、ユニットは、次の要件を満たす場合には、自動データ処理システムの一部とみなす。</u>			(a) <u>自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること。</u>			
(i) <u>自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること。</u>			(b) <u>中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。</u>			
(ii) <u>中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。</u>			(c) <u>当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。</u>			
(iii) <u>当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。</u>			(D) <u>(B) (b)及び(B) (c)の要件を満たすプリンター、キーボード、X-Y座標入力装置及びディスク記憶装置は、自動データ処理機械を構成するユニットとして第84.71項に属する。</u>			
<u>自動データ処理機械を構成するユニットは、単独で提示する場合にも、第84.71項に属する。</u>						
<u>また、(C) (ii)及び(C) (iii)の要件を満たすキーボード、X-Y座標入力装置及びディスク記憶装置は、自動データ処理機械を構成するユニットとして第84.71項に属する。</u>						
(D) <u>5 (C)の条件を満たす場合であつても、第84.71項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。</u>						
(i) <u>プリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）</u>						
(ii) <u>音声、画像その他のデータを送受信するための機器（有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（W</u>						

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	<u>AN))において通信するための機器を含む。)</u>						
(iii)	<u>拡声器及びマイクロホン</u>						
(iv)	<u>テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー</u>						
(v)	<u>モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機を除く。）</u>						
(E)	<u>自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して作動する機械で、データ処理以外の特定の機能を有するものは、当該特定の機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する。</u>			(E)	<u>データ処理以外の特定の機能を有する機械で、自動データ処理機械を自蔵するもの及び自動データ処理機械と連係して作動するものは、当該特定の機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する。</u>		
6~8	(省略)			6~8	(省略)		
9(A)	<u>第85類の注8(a)及び8(b)は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオードを含む。</u>					(新規)	
(B)	<u>この注及び第84.86項の「フラットパネルディスプレイの製造」には、絶縁基板のフラットパネルへの組立てを含み、ガラスの製造又は印刷回路基板その他の電子部品のフラットパネル上への組立ては含まない。「フラットパネルディスプレイ」は、陰極線管技術を含まない。</u>						
(C)	<u>第84.86項は、専ら又は主として次に使用する機器を含む。</u>						
(i)	<u>マスク又はレチクルの製造又は修理</u>						
(ii)	<u>半導体デバイス又は集積回路の組立て</u>						
(iii)	<u>ボール（b o u l e）、ウエバー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの持上げ、荷扱い、積込み又は荷卸し</u>						
(D)	<u>第16部の注1及び第84類の注1のものを除くほか、第84.86項に該当する機器は、この項に属するものとし、この表の他の項には属しない。</u>						

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名	単位	
			I	II				I	II
84.18		冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。）			84.18		冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。）		
8418.10		(省略)			8418.10		(省略)		
		(削除)			8418.22	000	—吸收式のもの（電気式のものに限る。）	NO	KG
		(省略)					(省略)		
8418.50		—貯蔵及び展示用のその他の備付品（チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。）			8418.50		—その他のチェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類する備付品（冷蔵又は冷凍の機能を有するものに限る。）		
010		—容量が800リットル以下のもの（冷凍専用のものにあつては、容量が400リットル以下のものに限る。）			010		—容量が800リットル以下のもの（冷凍専用のものにあつては、容量が400リットル以下のものに限る。）	NO	KG
090		—その他のもの	NO	KG	090		—その他のもの	NO	KG
		—他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ					—他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ		
8418.61		—ヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。）			8418.61		—圧縮式のもの（凝縮器が熱交換器であるものに限る。）		
010		—重量が100キログラム以下のもの	NO	KG	010		—重量が100キログラム以下のもの	NO	KG
090		—その他のもの	NO	KG	090		—その他のもの	NO	KG
84.25		ブーリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ワインチ、キャブスタン及びジャッキ			84.25		ブーリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ワインチ、キャブスタン及びジャッキ		
		—ブーリータックル及びホイスト（スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除					—ブーリータックル及びホイスト（スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
8425.11 000	<u>く。)</u> 一一電動機により作動するもの	NO	KG	8425.11 000	<u>く。)</u> 一一電動機により作動するもの		NO	KG
8425.19 000	一一その他のもの	NO	KG	8425.19 000	一一その他のもの		NO	KG
	一ウインチ及びキャプスタン			8425.20 000	一ウインチ(地下で使用するために特に設計したもの			
8425.31 000	一一電動機により作動するもの	NO	KG		に限る。)及び坑口巻上装置		NO	KG
8425.39 000	一一その他のもの	NO	KG	8425.31 000	一一電動機により作動するもの		NO	KG
	一ジャッキ及び車両持上げに使用する種類のホイスト			8425.39 000	一一その他のもの		NO	KG
	ト			8425.41 000	一一据付け式ジャッキ装置(修理場において使用する種類のものに限る。)		NO	KG
8425.41 000	一一据付け式ジャッキ装置(修理場において使用する種類のものに限る。)	NO	KG	8425.42 000	一一その他のジャッキ及びホイスト(液圧式のものに限る。)		NO	KG
8425.42 000	一一その他のジャッキ及びホイスト(液圧式のものに限る。)	NO	KG	8425.49 000	一一その他のもの		NO	KG
8425.49 000	一一その他のもの	NO	KG					
84.28	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー) (省 略) (削 除) (省 略)			84.28	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー) (省 略)			
				8428.50 000	一鉱山用貨車押し機、機関車又は貨車の遷車台、貨車傾転装置その他これらに類する鉄道貨車取扱機器 (省 略)		NO	KG
84.42	プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器(第84.56項から第84.65項までの加工機械を除く。)、プレート、シリンダーそ			84.42	活字鋳造用又は植字用の機器及びブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器(第84.56項から第84.65項まで			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
8442.30 000	<u>の他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン</u>	NO	KG	8442.10 000 8442.20 000 8442.30 000 8442.40 000 8442.50 000 84.43 8443.11 000 8443.12 000	<u>の加工機械を除く。)、活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン</u>				
	<u>—印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器</u>				<u>—写真植字機</u>				NO KG
	<u>—第 8442.30 号の機器の部分品</u>				<u>—その他の植字用機器(活字鋳造用装置を有するか有しないかを問わない。)</u>				NO KG
	<u>—プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン</u>				<u>—その他の機器</u>				NO KG
	<u>印刷機(第 84.42 項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの)、</u>				<u>—第 8442.10 号、第 8442.20 号又は第 8442.30 号の機器の部分品</u>				KG
	<u>その他のプリンター、複写機及びファクシミリ(結合してあるかないかを問わない。)並びに部分品及び附属品</u>				<u>—活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン</u>				KG
	<u>—印刷機(第 84.42 項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの)</u>				<u>印刷機(第 84.42 項の活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの)及びインクジェット方式の印刷機(第 84.71 項の物品を除く。)並びに印刷用補助機械</u>				
	<u>—オフセット印刷機(巻紙式のものに限る。)</u>				<u>—オフセット印刷機</u>				
					<u>—巻紙式のもの</u>				NO KG
					<u>—一枚葉式で事務所用のもの(シートサイズが縦 22 センチメートル、横 36 センチメートル以下のものに限る。)</u>				NO KG

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				統計品目番号	
統計品目番号		品名	単位	統計品目番号		品名	単位		
I	II	I	II	I	II	I	II		
8443.12	000	—オフセット印刷機(枚葉式で事務所用のものに限るし、広げた状態でシートの一方が22センチメートル以下、他方が36センチメートル以下のもの)	NO	8443.19	000	—その他のもの —凸版印刷機(フレキソ印刷機を除く。)	NO	KG	
			KG	8443.21	000	—卷紙式のもの	NO	KG	
				8443.29	000	—その他のもの	NO	KG	
8443.13	000	—その他のオフセット印刷機	NO	8443.30	000	—フレキソ印刷機	NO	KG	
8443.14	000	—凸版印刷機(卷紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。)	NO	8443.40	000	—グラビア印刷機	NO	KG	
8443.15	000	—凸版印刷機(卷紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。)	NO	8443.51	000	—インクジェット方式の印刷機	NO		
8443.16	000	—フレキソ印刷機	NO	8443.59	000	—その他のもの	NO		
8443.17	000	—グラビア印刷機	NO	8443.60	000	—印刷用補助機械	NO	KG	
8443.19	000	—その他のもの —その他のプリンター、複写機及びファクシミリ(結合してあるかないかを問わない。)	NO	8443.90	010	—部分品 —印刷機のもの	KG		
			KG		090	—印刷用補助機械のもの	KG		
8443.31	010	—印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械(自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。)	NO						
	090	——ファクシミリ送信の機能を有するもの(フルトベッドスキャナを有しないものに限る。)	NO						
8443.32	010	—その他のもの —その他のもの(自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。)	NO						
		——インクジェット方式のプリンター(専ら一辺の長さが297ミリメートルを超える他の辺の長さが420ミリメートルを超える長方形(正方							

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
8443.39	<p>形を含む。)のもの(紙であるかないかを問わない。)に印刷するものに限る。)</p> <p>——その他のもの</p> <p>——複写機</p> <p>090</p> <p>011</p> <p>019</p> <p>090</p> <p>一部分品及び附属品</p>	NO NO	NO NO				
8443.91	<p>——印刷機の部分品及び附属品(第84.42項のプリント、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するものに限る。)</p> <p>——その他のもの</p> <p>000</p>	NO NO	KG KG				
8443.99	——その他のもの						
84.48	<p>第84.44項から第84.47項までの機械の補助機械(例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機)並びに第84.44項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針)</p> <p>(省 略)</p> <p>(削 除)</p> <p>(省 略)</p>		84.48	<p>第84.44項から第84.47項までの機械の補助機械(例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機)並びに第84.44項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針)</p> <p>(省 略)</p> <p>——シャットル</p> <p>(省 略)</p>		KG	
				8448.41	000		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
84.56	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化學的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械			84.56	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化學的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械		
8456.10 S	(省 略)			8456.10 S	(省 略)		
8456.30				8456.30			
8456.90 000	—その他のもの	NO		8456.91 000	—その他のもの —半導体材料上にパターンをドライエッチングする機械	NO	
				8456.99 000	——その他のもの	NO	
84.69				84.69	タイプライター（第84.71項のプリンターを除く。） 及びワードプロセッサ		
8469.00 000	タイプライター（第84.43項のプリンターを除く。） 及びワードプロセッサ	NO	KG	8469.11 000	—ワードプロセッサ	NO	
				8469.12 000	—自動タイプライター	NO	
				8469.20 000	—その他のタイプライター（電動式のものに限る。）	KG	
				8469.30 000	—その他のタイプライター（電動式のものを除く。）	NO	
84.70	計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機			84.70	計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機		

2007 年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名	単位	
			I	II				I	II
		(省略) (削除) (省略)			8470.40	000	一會計機 (省略)	NO	KG
84.71		自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）		84.71			自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）		
	8471.30	000	一携帯用の自動データ処理機械（重量が10キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。） -その他の自動データ処理機械	NO	8471.10	000	一アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械 -携帯用のディジタル式自動データ処理機（重量が10キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。） -その他のディジタル式自動データ処理機械	NO	
8471.41		(省略)		8471.41			(省略)		
8471.49		(省略)		8471.49			(省略)		
8471.50	000	一処理装置（第8471.41号及び第8471.49号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているかいないかを問わない。）	NO	8471.50	000	一デジタル式処理装置（第8471.41号及び第8471.49号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているかいないかを問わない。）			
8471.60		一入力装置及び出力装置（同一のハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。） --表示装置		8471.60		一入力装置及び出力装置（同一のハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。） --表示装置	NO		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
84.72	010 020 099 8472.10 8472.30 8472.90 84.86 8486.10 000	――液晶式のもの ――その他のもの (削除) ――その他のもの (省略) その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機) (省略) (削除) (省略) (省略) (削除) 半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第84類の注9(C)の機器並びに部分品及び附属品 ――半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器	NO NO NO 84.72 8472.10 8472.30 8472.90 84.85 8485.10 8485.90 NO KG	010 020 091 099 8472.10 8472.20 000 8472.30 8472.90 84.85 8485.10 8485.90 NO KG	――液晶式のもの ――その他のもの ――印刷装置 ――その他のもの (省略) その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機) (省略) ――あて名印刷機及びアドレスプレートの型押し機械 (省略) (省略) 機械類の部分品(接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。) ――船舶のプロペラ及びその羽根 ――その他のもの (新設)	NO NO NO NO KG NO KG NO KG			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
8486.20 000	一半導体デバイス又は集積回路製造用の機器	NO	KG						
8486.30 000	一フラットパネルディスプレイ製造用の機器	NO	KG						
8486.40 000	一第84類の注9(C)の機器	NO	KG						
8486.90 000	一部分品及び附属品		KG						
84.87	機械類の部分品(接続子、絶縁体、コイル、接触子その他 の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項 に該当するものを除く。)						(新設)		
8487.10 000	一船舶のプロペラ及びその羽根	NO	KG						
8487.90 000	一その他のもの		KG						

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
	第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品			第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品				
注				注				
1	この類には、次の物品を含まない。			1	この類には、次の物品を含まない。			
(a)～(b)	(省略)			(a)～(b)	(省略)			(新規)
(c)	<u>第 84.86 項の機器</u>			(c)	(省略)			(新規)
(d)	<u>内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置（第 90 類参照）</u>			2	(省略)			
(e)	(省略)			3	第 85.09 項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。			
2	(省略)			(a)	<u>真空式掃除機（ドライアンドウェット式のものを含む。）、床磨き機、食物用グライ</u>			
3	第 85.09 項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。			ンダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機（重量を問わない。）				
(a)	床磨き機、食物用グライダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機（重量を問わない。）			(b)	(省略)			
(b)	(省略)			ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第 84.14 項参照）、遠心式衣類脱水機（第 84.21 項参照）、皿洗機（第 84.11 項参照）、家庭用洗濯機（第 84.50 項参照）、ロール機その他のアイロンがけ用機械（第 84.20 項及び第 84.51 項参照）、ミシン（第 84.52 項参照）、電気ばさみ（第 84.67 項参照）並びに電熱機器（第 85.16 項参照）を除く。				
4	<u>第 85.23 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u>			（新規）				
(a)	<u>「不揮発性半導体記憶装置」（例えば、「フラッシュメモリーカード」又は「フラッシュ電子記憶カード」）は、接続用ソケットを備え、同一ハウジングの中に、印刷回路基板上に集積回路の形で搭載している一以上のフラッシュメモリー（例えば、「FLASH E²PROM」）を有している。これらは、集積回路の形状をしたコントローラー及び個別の受動素子（例えば、コンデンサー、抵抗器）を取り付けたものを含</u>							

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	<u>む。</u>						
(b)	「スマートカード」とは、内部にチップ状の集積回路（マイクロプロセッサー、ランダムアクセスメモリー（RAM）又はリードオンリーメモリー（ROM））を1個以上埋め込んだものをいう。これらのカードは、接触子、磁気ストリップ又はアンテナを取り付けたものを含むものとし、その他の能動又は受動回路素子を有するものを含まない。						
5	(省略)			4	(省略)	(新規)	
6	第85.36項において、「光ファイバー（束にしたもの）を含む。）用又は光ファイバケーブル用の接続子」とは、デジタル回線システムにおいて、光ファイバーの端と端を単に機械的に接合させる接続子をいう。これらは、その他の機能（例えば、信号の増幅、再生又は変調）を有しない。						
7	第85.37項は、テレビジョン受像機その他の電気機器の遠隔操作用のコードレス赤外線装置を含まない（第85.43項参照）。					(新規)	
8	第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。			5	第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。		
(a)	(省略)			(A)	(省略)		
(b)	「集積回路」とは、次の物品をいう。			(B)	「集積回路及び超小形組立」とは、次の物品をいう。		
(i)	モノリシック集積回路（半導体材料又は化合物半導体材料（例えば、ドープ処理したけい素、ガリウム- ⁶³ 珪素、シリコン-ゲルマニウム、インジウム-りん等）の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子（ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、インダクター等）を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路）			(a)	モノリシック集積回路（半導体材料（例えば、ドープ処理したけい素）の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子（ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、相互接続子等）を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路）		
(ii)	ハイブリッド集積回路（单一の絶縁基板（ガラス製のもの、陶磁製のもの等）上に、受動素子（薄膜技術又は厚膜技術によって作られた抵抗器、コンデンサー、インダクター等）と能動素子（半導体技術によって作られたダイオード、トランジ			(b)	ハイブリッド集積回路（单一の絶縁基板（ガラス製のもの、陶磁製のもの等）上に、受動素子（薄膜技術又は厚膜技術によって作られた抵抗器、コンデンサー、相互接続子等）と能動素子（半導体技術によって作られたダイオード、トランジスター、		

2007 年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	スター、モノリシック集積回路等)とを相互接続子又は接続ケーブルによって実用上不可分の状態に組み合わせた回路)。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。				モノリシック集積回路等)とを実用上不可分の状態に組み合わせた回路)。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。		
	(iii) マルチチップ集積回路(二以上の相互に接続したモノリシック集積回路が、実用上不可分の状態に組み合わせられた回路。絶縁基板が一以上あるかないか、また、リードフレームがあるかないかを問わないものとし、その他の能動又は受動回路素子を含まない。)				(c) 超小形組立(個別の能動部品のみを相互に又は個別の能動部品と受動部品とを組み合わせ、かつ、相互に接続したもので、モールデッドモジュール型、マイクロモジュール型その他これらに類する種類のもの)		
	この注8の物品の所属の決定に当たつては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいづれの項にも優先する。				この注5の物品の所属の決定に当たつては、第85.41項及び第85.42項は、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいづれの項にも優先する。		
	(削除)				6 第85.23項又は第85.24項のレコード、テープその他の媒体は、これらの物品を使用する機器とともに提示するときは、当該各項に属する。		
					この注は、当該媒体がこれらの物品を使用する機器以外の物品とともに提示されるときは、適用しない。		
	9 (省略)			7 (省略)			
	号注			号注			
	1 第8527.12号には、高さ、幅及び奥行の寸法が170ミリメートル、100ミリメートル及び45ミリメートル以下のカセットプレーヤー(増幅器を自蔵するもので、拡声器を組み込みず、かつ、外部電源によらずに作動するものに限る。)のみを含む。			1 第8519.92号及び第8527.12号には、高さ、幅及び奥行の寸法が170ミリメートル、100ミリメートル及び45ミリメートル以下のカセットプレーヤー(増幅器を自蔵するもので、拡声器を組み込みず、かつ、外部電源によらずに作動するものに限る。)のみを含む。			
	(削除)			2 第8542.10号において「スマートカード」とは、チップ状の集積回路(マイクロプロセッサー)を1個埋め込んだもの(磁気ストライプを有するか有しないかを問わない。)をいう。			
85.05	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式の			85.05	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式の		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
	カップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド (省略) (削除) (省略)				カップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド (省略) 一電磁式のリフティングヘッド (省略)				
85.08	<u>真空式掃除機</u> <u>一電動装置を自蔵するもの</u> <u>一一出力が1,500ワット以下のもの（ダストバッグ</u> <u>又はその他の容器（20リットル以下のもの）を</u> <u>有するものに限る。）</u>			8505.30	000				
8508.11	<u>010</u> <u>一一一電池内蔵式のもの</u> <u>090</u> <u>一一一その他のもの</u> <u>一一その他のもの</u> <u>010</u> <u>一一一電池内蔵式のもの</u> <u>090</u> <u>一一一その他のもの</u> <u>000</u> <u>一その他のもの</u> <u>000</u> <u>一部分品</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>				<u>NO</u>	<u>KG</u>	
8508.19									
8508.60									
8508.70									
85.09	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第85.08項の真空式掃除機を除く。） (削除)			85.09		家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。） 一真空式掃除機（ドライアンドウェット式のものを含む。） 一一電池内蔵式のもの 一一その他のもの			
				8509.10			<u>NO</u>	<u>KG</u>	
							<u>NO</u>	<u>KG</u>	

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
8509.40	(削除)			8509.20	000	一床磨き機	NO	KG	
8509.80	(削除)			8509.30	000	一台所用ディスポーラー	NO	KG	
	(省略)			8509.40		(省略)			
	—その他の機器			8509.80	000	—その他の機器	NO	KG	
	010 —床磨き機	NO	KG						
	020 —台所用ディスポーラー	NO	KG						
	090 —その他の機器	NO	KG						
8509.90	(省略)			8509.90		(省略)			
85.17	電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。）			85.17		有線電話用又は有線電信用の電気機器（コードレス送受話器付きの有線電話機及びアナログ式又はデジタル式の有線通信機器を含む。）及びビデオホン—電話機及びビデオホン			
	—電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）			8517.11	000	—コードレス送受話器付きの有線電話機	NO		
				8517.19	000	—その他のもの	NO		
				8517.21	000	—ファクシミリ及びテレプリンター	NO		
				8517.22	000	—ファクシミリ	NO		
				8517.30	000	—テレプリンター	NO		
				8517.50	000	—電話用又は電信用の交換機	NO		
	8517.11 000 —コードレス送受話器付きの有線電話機	NO		8517.80		—その他のアナログ式又はデジタル式の有線通信機器			
	8517.12 000 —携帯回線網用その他の無線回線網用の電話	NO		010		—その他の機器	NO		
	8517.18 000 —その他のもの	NO		090		—電話用のもの	NO		
	—その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通			8517.90		—電信用のもの	NO		
						—部分品	NO		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
8517.61 000	<u>信機器を含む。)</u> --基地局	NO		010	<u>--有線通信機器に専ら又は主として使用するもの</u>		KG		
8517.62 000	<u>--音声、画像その他のデータを受信、変換、送信</u> <u>又は再生するための機械（スイッキング機器及びルーティング機器を含む。）</u>	NO		090	<u>--その他のもの</u>		KG		
8517.69 000	--その他のもの	NO							
8517.70 000	一部品	KG							
85.19	<u>音声の記録用又は再生用の機器</u>			85.19	<u>レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤー</u> <u>その他の音声再生機（録音装置を自蔵するものを除く。）</u>				
8519.20 000	<u>--硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の</u> <u>支払手段により作動する機器</u>	NO	KG	8519.10 000	<u>--硬貨又はディスクを挿入することにより作動する</u> <u>レコードプレーヤー</u>				
8519.30 000	<u>--レコードデッキ</u>	NO	KG	8519.21 000	<u>--その他のレコードプレーヤー</u>		NO	KG	
8519.50 000	<u>--留守番電話装置</u> <u>--その他の機器</u>	NO	KG	8519.29 000	<u>--拡声器を有しないもの</u>		NO	KG	
8519.81 000	<u>--磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を使用する</u> <u>もの</u>	NO	KG	8519.31 000	<u>--その他のもの</u>		NO	KG	
8519.89 000	<u>--その他のもの</u>	NO	KG	8519.39 000	<u>--レコードデッキ</u>		NO	KG	
				8519.40 000	<u>--自動レコード交換機構を有するもの</u>		NO	KG	
				8519.92 000	<u>--その他のもの</u>		NO	KG	
				8519.93 000	<u>--トランスクライビングマシン</u>		NO	KG	
				8519.99 000	<u>--その他の音声再生機</u>		NO	KG	
					<u>--ポケットサイズのカセットプレーヤー</u>		NO	KG	
					<u>--その他のもの（カセット式のものに限る。）</u>		NO	KG	
					<u>--その他のもの</u>		NO	KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
	(削除)			85.20		磁気式テープレコーダーその他の録音機（音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）			
				8520.10	000	一ディクテーティングマシン（外部電源によらなければ作動しないものに限る。）	NO	KG	
				8520.20	000	一留守番電話装置	NO	KG	
				8520.32	000	一その他の磁気式テープレコーダー（音声再生装置を自蔵するものに限る。）	NO		
				8520.33	000	一一ディジタルオーディオ式のもの	NO		
				8520.39	000	一一その他のもの（カセット式のものに限る。）	NO		
				8520.90	000	一一その他のもの	NO	KG	
						一その他のもの	NO	KG	
85.23	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。）			85.23		録音その他これに類する記録用の媒体（記録してないものに限るものとし、第37類の物品を除く。）			
	一磁気媒体					一磁気テープ			
8523.21	000	一カード（磁気ストライプを有するもの）	NO	KG	8523.11	000	一一幅が4ミリメートル以下のもの	NO	KG (I.C.)
8523.29	000	一一その他のもの	NO	KG	8523.12	000	一一幅が4ミリメートルを超え6.5ミリメートル以下のもの	NO	KG
8523.40	000	一光学媒体	NO	KG					
	一半導体媒体					一一幅が6.5ミリメートルを超えるもの			
8523.51	000	一一不揮発性半導体記憶装置	NO	KG	8523.13		一一録画用のもの		
8523.52	010	一スマートカード				021	一一幅が12.7ミリメートル以下のもの	NO	KG (I.C.)
	一一プロキシミティカード及びプロキシミティタグ		NO		029		一一一一その他のもの	NO	KG

2007年 輸入統計品目表改正

新					旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
		I	II		I	II	I	II		
8523.59	090 000	――その他のもの ――その他のもの	NO NO	KG KG	8523.20	090 010 090	――その他のもの 一磁気ディスク ――フレキシブルディスク ――その他のもの	NO	(I.C.) KG (I.C.)	
8523.80	000	一その他のもの	NO	KG	8523.30	000	一磁気カード (磁気ストライプを組み込んだものに 限る。)	NO	KG (I.C.)	
		(削除)			8523.90	000	一その他のもの	NO	KG (I.C.)	
					85.24		レコード、テープその他の記録用の媒体 (録音その 他これに類する記録をしたもの (レコード製造用の 原盤及びマスターを含む。) に限るものとし、第37 類の物品を除く。)			
					8524.10	010 020	一蓄音機用レコード 一一回転数が1分間につき40回以下のもので、直径 が20センチメートルを超えるもの 一その他のもの	NO NO		
					8524.31	000	一レーザー読出しシステム用のディスク	NO		
					8524.32	000	一音声及び画像以外の記録の再生用のもの	NO		
					8524.39	000	一音声のみの再生用のもの	NO		
							一その他のもの	NO		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
				8524.40	000	—音声及び画像以外の記録の再生用の磁気テープ		NO
				8524.51	000	—その他の磁気テープ		NO
				8524.52	000	—幅が4ミリメートル以下のもの		NO
				8524.53		—幅が4ミリメートルを超えるもの		NO
					020	—録画用のもの		NO
					090	—その他のもの		NO
				8524.60	000	—磁気カード(磁気ストライプを組み込んだものに限る。)		NO
				8524.91	000	—その他のもの		NO
				8524.99	000	—音声及び画像以外の記録の再生用のもの		NO
				85.25		—その他のもの		NO
85.25	ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー					無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ		
8525.50	000	—送信機器	NO	KG	8525.10	000	—送信機器	NO
8525.60	000	—送信機器(受信機器を自蔵するものに限る。)	NO	KG	8525.20	010	—送信機器(受信機器を自蔵するものに限る。)	NO
8525.80	000	—テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	NO	KG		020	—航空機用のもの	KG
						091	—セルラー方式を用いた移動電話	KG
							—その他のもの	KG
							—長中短波用のもの	KG

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
85.27	<u>ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。）</u> <u>—ラジオ放送用受信機（外部電源によらずに作動するものに限る。）</u>			8527	<u>092</u> <u>099</u> <u>8525.30</u> <u>8525.40</u> <u>000</u> <u>000</u>	<u>——超短波用のもの</u> <u>——その他のもの</u> <u>—テレビジョンカメラ</u> <u>—スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ</u>	<u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>	
8527.12	<u>000</u> <u>—ポケットサイズのカセットプレーヤー（ラジオを自蔵するものに限る。）</u>	<u>NO</u>	<u>8527.12</u> <u>000</u>		<u>8527</u>	<u>無線電話用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて録音装置、音声再生装置又は時計と結合してあるかないかを問わない。）</u> <u>—ラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含むものとし、外部電源によらずに作動するものに限る。）</u> <u>—ポケットサイズのカセットプレーヤー（ラジオを自蔵するものに限る。）</u>	<u>NO</u>	
8527.13	<u>000</u> <u>—その他の機器（音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものに限る。）</u>	<u>NO</u>	<u>8527.13</u> <u>000</u>		<u>8527.19</u> <u>000</u>	<u>—その他の機器（録音装置又は音声再生装置と結合してあるものに限る。）</u> <u>—その他のもの</u> <u>—自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機（外部電源によらなければ作動しないものに限る。）</u>	<u>NO</u> <u>NO</u> <u>KG</u>	
8527.19	<u>000</u> <u>—その他のもの</u> <u>—自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機（外部電源によらなければ作動しないものに限る。）</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>			<u>8527.21</u> <u>000</u>	<u>—自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含むものとし、外部電源によらなければ作動しないものに限る。）</u> <u>—録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの</u> <u>—その他のもの</u>	<u>NO</u> <u>NO</u> <u>KG</u>	
8527.21	<u>000</u> <u>—音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>			<u>8527.29</u> <u>000</u>	<u>—その他のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含む。）</u>	<u>NO</u> <u>NO</u> <u>KG</u>	
8527.29	<u>000</u> <u>—その他のもの</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>						
8527.91	<u>000</u> <u>—音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>						
8527.92	<u>000</u> <u>—時計と結合してあるもの（音声の記録用又は再</u>							

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				統計品目番号	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I		
8527.99	000	<u>生用の機器と結合してあるものを除く。)</u> <u>--その他のもの</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>	8527.31 000	<u>--録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの</u> <u>--時計と結合してあるもの（録音装置又は音声再</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>			
85.28		<u>モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）</u> <u>--陰極線管モニター</u> <u>--第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの</u>		8527.32 000 8527.39 000 8527.90 000	<u>生装置と結合してあるものを除く。)</u> <u>--その他のもの</u> <u>--他の機器</u>	<u>NO</u> <u>KG</u> <u>NO</u> <u>KG</u> <u>NO</u> <u>KG</u>			
8528.41	000	<u>--他のモニター</u>		85.28	<u>テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）並びにビデオモニター及びビデオプロジェクター</u> <u>--テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）</u>				
8528.49	000	<u>--第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの</u>	<u>NO</u>	8528.12	<u>--カラーのもの</u> <u>--液晶式のもの</u>				
8528.51	000	<u>--他のモニター</u>	<u>NO</u>	011	<u>--画面対角が59センチメートル未満のもの</u> <u>--画面対角が59センチメートル以上76センチメートル未満のもの</u>	<u>NO</u>			
8528.59	000	<u>--第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの</u>	<u>NO</u>	012	<u>--画面対角が76センチメートル以上のもの</u>	<u>NO</u>			
8528.61	000	<u>--他のモニター</u>	<u>NO</u>	013	<u>--プラズマ式のもの</u>	<u>NO</u>			
8528.69	000	<u>--第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの</u>	<u>NO</u>	020	<u>--その他のもの</u>	<u>NO</u>			
		<u>--他のモニター</u>		090	<u>--白黒その他のモノクロームのもの</u>	<u>NO</u>			
		<u>--第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの</u>		8528.13 000	<u>--ビデオモニター</u>	<u>NO</u>			
		<u>--他のモニター</u>		8528.21 000	<u>--カラーのもの</u>	<u>NO</u>			
		<u>--テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装</u>		8528.22 000	<u>--白黒その他のモノクロームのもの</u>	<u>NO</u>			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
8528.71	000	<u>置を自蔵するかしないかを問わない。)</u> <u>--ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵する</u> <u>よう設計されていないもの</u>	NO	8528.30	000	<u>ビデオプロジェクター</u>	NO		
8528.72	010	<u>--その他のもの（カラーのものに限る。）</u> <u>--液晶式のもの</u>	NO						
	020	<u>--プラズマ式のもの</u>	NO						
	090	<u>--その他のもの</u>	NO						
8528.73	000	<u>--その他のもの（白黒その他のモノクロームのものに限る。）</u>	NO						
85.35		電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、 <u>プラグ</u> <u>その他の接続子</u> 及び接続箱。使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。) (省 略)		85.35		電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、 <u>プラグ</u> 及び接続箱。使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。) (省 略)			
85.36		電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、繼電器、ヒューズ、サージ抑制器、 <u>プラグ</u> 、 <u>ソケット</u> 、 <u>ランプホルダー</u> <u>その他の接続子</u> 及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。) <u>並びに光ファイバー</u> （束にしたものも含む。) <u>用又は光ファイバーケーブル用の接続子</u>		85.36		電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、繼電器、ヒューズ、サージ抑制器、 <u>プラグ</u> 、 <u>ソケット</u> 、 <u>ランプホルダー</u> 及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。)			
8536.10	§	(省 略)		8536.10		(省 略)			
	8536.69			§					
				8536.69					

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
8536.70	000	一光ファイバー(束にしたもの)を含む。用又は光ファイバーケーブル用の接続子		KG	(新規)				
8536.90		(省略)		8536.90	(省略)				
85.42	集積回路			85.42	集積回路及び超小形組立				
	一集積回路			8542.10	000	一集積回路を自蔵するカード(スマートカード)		NO	
8542.31	--プロセッサー及びコントローラ(記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。)			8542.21	モノリシック集積回路				
	---実装してないもの		NO		---ディジタル式のもの				
	---その他のもの				---モス型のもの				
	---ハイブリッド集積回路		NO		---実装してないもの				
	---その他のもの				---記憶素子				
	-----MPU(マイクロプロセッサー)		NO		-----DRAM(ダイナミックランダムアクセスメモリー)			NO	
	-----MCU(マイクロコントローラ)		NO		-----その他のもの			NO	
	-----DSP(デジタルシグナルプロセッサー)		NO		-----マイクロコンピュータ(MPU、MCU及びMPR)			NO	
	-----その他のもの		NO		-----その他のもの			NO	
	--記憶素子				-----その他のもの				
	---実装してないもの				-----記憶素子				
8542.32	011	----DRAM(ダイナミックランダムアクセスメモリー)(デジタル式のモノリシック集積回路のうち、モス型のもの)		NO	----DRAM(ダイナミックランダムアクセスメモリー)			NO	
	----その他のもの				----SRAM(スタティックランダムアクセスメモリー)			NO	
	----その他のもの		NO		----ROM(読み出し専用メモリー)			NO	

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
8542.33	021	-----RAM (ランダムアクセスメモリー) -----DRAM (ダイナミックランダムアクセスメモリー) (デジタル式のモノリシック集積回路のうち、モス型のもの)	NO	031	-----MPU (マイクロプロセッサ) -----MCU (マイクロコントローラ) -----MPR (マイクロペリフェラル)		NO	
	029	-----その他のもの	NO	039	-----その他のもの -----バイポーラ型のもの		NO	
	031	-----ROM (リードオンリーメモリー)	NO	041	-----実装してないもの		NO	
	039	-----フラッシュメモリー	NO	049	-----その他のもの		NO	
	090	-----その他のもの	NO		-----その他のもの (バイポーラ及びモスの技術を組み合わせて製造したものを含む。)			
	010	--増幅器 ---実装してないもの	NO	091	-----実装してないもの		NO	
	091	---その他のもの	NO	099	-----その他のもの		NO	
	099	-----ハイブリッド集積回路	NO	8542.29	-----その他のもの			
	010	-----その他のもの	NO	010	-----実装してないもの		NO	
	091	-----実装してないもの	NO	090	-----その他のもの		NO	
8542.39	099	-----超小形組立	NO	8542.60	000	-----ハイブリッド集積回路		
	010	-----その他のもの	NO	8542.70	000	-----部分品		
	091	-----その他のもの	NO	8542.90	000			
	099	-----部分品	KG				KG	
85.43		電気機器 (固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)	NO	85.43	電気機器 (固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)			
8543.10	000	-----粒子加速器	NO	8543.11	000	-----粒子加速器 -----半導体材料にイオン注入 (ドーピング) するも		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
8543.20	一信号発生器			8543.19	000	の	NO	NO
010	—周波数が100メガヘルツ未満のもの	NO		8543.20	010	—その他のもの	NO	NO
090	—その他のもの	NO				—信号発生器	NO	NO
8543.30	000	—電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	NO	8543.30	000	—電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	NO	NO
				8543.40	000	—エレクトリックフェンスエナジャイザー	NO	NO
8543.70	000	—その他の機器	NO	8543.81	000	—その他の機器	NO	NO
				8543.89	000	—プロキシミティカード及びプロキシミティタグ	NO	NO
8543.90	000	一部分品	KG	8543.90	000	—その他のもの	NO	KG
						—部分品	NO	KG
85.44	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたもの)を含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)			85.44		電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたもの)を含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)		
8544.11	§	(省略)		8544.11	§	(省略)		
8544.30	—その他の電気導体(使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。)			8544.30		—その他の電気導体(使用電圧が80ボルト以下のものに限る。)		
8544.42	—接続子を取り付けてあるもの			8544.41		—接続子を取り付けてあるもの		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
	010 091 099 8544.49 010 091 099	KG KG KG KG KG KG KG		010 090 8544.49 010 090 8544.51 010 090 8544.59 000	010 090 8544.49 010 090 8544.51 010 090 8544.59 000	KG KG KG KG KG KG KG		
8544.49	010 091 099 010 091 099	KG KG KG KG KG KG		010 090 8544.49 010 090 8544.51 010 090 8544.59 000	010 090 8544.49 010 090 8544.51 010 090 8544.59 000	KG KG KG KG KG KG		
8544.60 8544.70	(省略) (省略)			8544.60 8544.70	(省略) (省略)			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品 注 1 この部には、第95.03項又は第95.08項の物品及び第95.06項のボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を含まない。 2~5 (省略)				第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品 注 1 この部には、 <u>第95.01項</u> 、第95.03項又は第95.08項の物品及び第95.06項のボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を含まない。 2~5 (省略)					
86.06 8606.10 8606.30	000	鉄道用又は軌道用の貨車（自走式のものを除く。） (省略) (削除) 一荷卸機構付きの貨車（第8606.10号のものを除く。） (省略)	NO	KG	86.06 8606.10 8606.20 8606.30	000 000 000	鉄道用又は軌道用の貨車（自走式のものを除く。） (省略) <u>一断熱車、冷蔵車及び冷凍車（第8606.10号のものを除く。）</u> 一荷卸機構付きの貨車（第8606.10号又は第8606.20号のものを除く。） (省略)	NO KG NO KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位			
		I II			I II			
第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品			第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品					
注 1~3 (省略) 4 第87.12項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、 <u>第95.03項</u> に属する。			注 1~3 (省略) 4 第87.12項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、 <u>第95.01項</u> に属する。					
87.08	部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。)		87.08	部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。)				
8708.10	(省略)		8708.10	(省略)				
8708.29			8708.29					
8708.30	—ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品			—ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品				
010	—ブレーキライニング(取り付けたものに限る。)	KG	8708.31	000	—ブレーキライニング(取り付けたものに限る。)	KG		
090	—その他のもの	KG	8708.39	000	—その他のもの	KG		
000	—ギヤボックス及びその部分品	KG	8708.40	000	—ギヤボックス	KG		
8708.40	—駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置の他の構成部品を有するか有しないかを問わない。)及び非駆動軸並びにこれらの部分品		8708.50	000	—駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置の他の構成部品を有するか有しないかを問わない。)			
010	—非駆動軸及びその部分品	KG						
090	—その他のもの	KG						
8708.70	(削除)		8708.60	000	—非駆動軸及びその部分品	KG		
8708.80	(省略)		8708.70		(省略)			
000	—懸架装置及びその部分品(ショックアブソーバーを含む。)	KG	8708.80	000	—懸架装置用ショックアブソーバー	KG		
	—その他の部分品及び附属品				—その他の部分品及び附属品			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名	単位	
			I	II				I	II
8708.91	000	—ラジエーター及びその部分品	KG		8708.91	000	—ラジエーター	NO	KG
8708.92	000	—消音装置(マフラー)及び排気管並びにこれらの部分品	KG		8708.92	000	—消音装置及び排気管		KG
8708.93		(省略)			8708.93		(省略)		
8708.94	000	—ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス並びにこれらの部分品	KG		8708.94	000	—ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス		KG
8708.95	000	—安全エアバッグ(インフレーターシステムを有するものに限る)及びその部分品	KG				(新規)		
8708.99		(省略)			8708.99		(省略)		

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
88.01 8801.00 000	気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダー その他の原動機を有しない航空機	NO	KG	88.01 8801.10 000 8801.90 000	気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダー その他の原動機を有しない航空機 —グライダー及びハンググライダー —その他のもの		NO NO	KG KG

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品 名	単位	統計品目番号	品 名	単位	
		I II			I II	
	第 90 類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品			第 90 類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品		
注	1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。第 40.16 項参照）、革製品（第 42.05 項参照）、コンポジションレザー製品（第 42.05 項参照）及び紡織用繊維製品（第 59.11 項参照） (b)～(f) (省 略) (g) 第 84.13 項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第 84.23 項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第 84.25 項から第 84.28 項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第 84.41 項参照）、第 84.66 項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、しん出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第 84.70 項参照）、 <u>第 84.81 項の弁その他の物品並びに第 84.86 項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。）</u> (h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第 85.12 項参照）、第 85.13 項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第 85.19 項参照）、サウンドヘッド（第 85.22 項参照）、 <u>テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー</u> （第 85.25 項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第 85.26 項参照）、 <u>光ファイバー</u> （束にしたものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、しん出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第 84.70 項参照） <u>並びに第 84.81 項の弁その他の物品</u> (i)～(m) (省 略)		1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。第 40.16 項参照）、革製品（第 42.04 項参照）、コンポジションレザー製品（第 42.04 項参照）及び紡織用繊維製品（第 59.11 項参照） (b)～(f) (省 略) (g) 第 84.13 項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第 84.23 項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第 84.25 項から第 84.28 項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第 84.41 項参照）、第 84.66 項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、しん出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第 84.70 項参照） <u>並びに第 84.81 項の弁その他の物品</u> (h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第 85.12 項参照）、第 85.13 項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第 85.19 項及び第 85.20 項参照）、サウンドヘッド（第 85.22 項参照）、 <u>スチルビデオカメラ</u> その他のビデオカメラレコーダー及び <u>デジタルカメラ</u> （第 85.25 項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第 85.26 項参照）、第 85.37 項の数値制御用の機器、第 85.39 項のシールドビームランプ並びに第 85.44 項の光ファイバーケーブル (i)～(m) (省 略)			

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
		I II			I II		
2	この類の物品の部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。 (a) 当該部分品及び附属品は、この類、第84類、第85類又は第91類のいずれかの項(第84.87項、第85.48項及び第90.33項を除く。)に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。 (b) 及び(c) (省略)		2	この類の物品の部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。 (a) 当該部分品及び附属品は、この類、第84類、第85類又は第91類のいずれかの項(第84.85項、第85.48項及び第90.33項を除く。)に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。 (b) 及び(c) (省略)			
3	第16部の注3及び注4の規定は、この類においても適用する。		3	第16部の注4の規定は、この類においても適用する。			
4~7	(省略)		4~7	(省略)			
90.06	写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除く。) (省略) (削除) (省略) (削除) (省略) (削除)		90.06 9006.20 000 9006.62 000 90.09 9009.11 000 9009.12 000	写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除く。) (省略) <u>一文書記録に使用する種類の写真機(マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームに記録するものに限る。)</u> (省略) <u>—せん光電球、フラッシュキューブその他これらに類するもの</u> (省略) <u>感光式複写機(光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。)及び感熱式複写機</u> <u>—静電式の感光式複写機</u> <u>—原本の映像を感光面に直接複写する方式(直接式)のもの</u> <u>—原本の映像を感光面に媒体を介して複写する方</u>	NO NO NO	KG NO KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
					式(間接式)のもの —その他の感光式複写機 —光学的機構を有するもの —密着式のもの —感熱式複写機 —部分品及び附属品 —オートマチックドキュメントフィーダー —ペーパーフィーダー —ソーター —その他のもの		NO NO NO NO NO KG KG KG KG KG KG KG KG KG	
90.10	写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器(この類の他の項に該当するものを除く。)、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン			90.10	写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器(感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影し又は描画する装置を含むものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン (省略) —感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影し又は描画する装置			
9010.10	(省略) (削除)			9010.10	(省略) —直接描画方式のもの —ステップアンドリピート方式のもの —その他のもの		NO NO NO	
9010.50				9010.50				
9010.90	(省略)			9010.90	(省略)			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
90.27	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム (省 略) (削 除) (省 略)			90.27 9027.40 000	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム (省 略) <u>露出計</u> (省 略)				
90.30	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第90.28項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器 (省 略)			90.30 9030.10 000	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第90.28項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器 (省 略)				
9030.10	(省 略)			9030.10 9030.20 000					
9030.20	<u>—オシロスコープ及びオシログラフ</u> <u>—電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器</u>	NO	KG	9030.20 9030.31 000	<u>—陰極線オシロスコープ及び陰極線オシログラフ</u> <u>—電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器（記録装置を有しないものに限る。）</u>	NO	KG		
9030.31	<u>—マルチメーター（記録装置を有しないもの）</u>	NO	KG	9030.31 9030.39 010	<u>—マルチメーター</u> <u>—その他のもの</u>	NO	KG		
9030.32	<u>—マルチメーター（記録装置を有するもの）</u>	NO	KG	9030.39 010	<u>—電圧計及び電流計</u>	NO	KG		
9030.33	<u>—その他のもの（記録装置を有しないもの）</u>	NO	KG	090 090	<u>—その他のもの</u>	NO	KG		
	<u>—電圧計及び電流計</u>								
	<u>—その他のもの</u>								

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
9030.39	000	—その他もの (記録装置を有するもの)		NO	KG	9030.40			
9030.40		(省 略)				(省 略)			
		—その他の機器				—その他の機器			
9030.82		(省 略)				(省 略)			
9030.84	000	—その他もの (記録装置を有するものに限る。)		NO	9030.83	000	—その他もの (記録装置を有するものに限る。)		
		(省 略)				(省 略)			
90.31		測定用又は検査用の機器 (この類の他の項に該当するものを除く。) 及び輪郭投影機			90.31		測定用又は検査用の機器 (この類の他の項に該当するものを除く。) 及び輪郭投影機		
		(省 略)					(省 略)		
		(削 除)			9031.30	000	—輪郭投影機		
		(省 略)					(省 略)		
9031.49		—その他もの			9031.49	000	—その他もの		
	010	——輪郭投影機		NO					
	090	——その他もの		KG					
		(省 略)		NO			(省 略)		

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
91.01	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。） (省 略) (削 除) <u>――その他のもの</u> <u>――オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの</u> <u>――その他のもの</u> (省 略)			9101.12 000 9101.19 000	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。） (省 略) <u>――オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの</u> <u>――その他のもの</u> (省 略)			
<u>9101.19</u>	<u>010</u>	<u>NO</u>	<u>NO</u>					<u>NO</u>
<u>090</u>		<u>NO</u>						<u>NO</u>
91.06	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー） (省 略) (削 除) (省 略)			91.06 9106.20 000	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー） (省 略) <u>――パーキングメーター</u> (省 略)			
								<u>NO</u> <u>KG</u>

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名		単位	
							I	II
	(削除)		92.03		鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器		NO	KG
	(削除)		92.04		アコーディオンその他これに類する楽器及びハーモニカ		NO	KG
			9204.10	000	アコーディオンその他これに類する楽器		NO	KG
			9204.20	000	ハーモニカ		NO	KG
92.05	その他の吹奏楽器(例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ)		92.05		その他の吹奏楽器(例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ)			
9205.10	(省略)		9205.10		(省略)			
9205.90	—その他のもの		9205.90	000	—その他のもの		NO	KG
010	—鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器	NO	KG					
020	—アコーディオンその他これに類する楽器	NO	KG					
030	—ハーモニカ	NO	KG					
090	—その他のもの	NO	KG					
92.09	楽器の部分品(例えば、オルゴールの機構)及び附属品(例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール)、メトロノーム、音さ並びに調子笛		92.09		楽器の部分品(例えば、オルゴールの機構)及び附属品(例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール)、メトロノーム、音さ並びに調子笛			
	(削除)		9209.10	000	—メトロノーム、音さ及び調子笛		KG	
	(削除)		9209.20	000	—オルゴールの機構		KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
9209.94	000	(省略) (削除) (省略) <u>--その他のもの</u>		9209.93 9209.94 9209.99	000 000 000	(省略) <u>--第92.03項の楽器の部分品及び附属品</u> (省略) <u>--その他のもの</u>		KG	
<u>9209.99</u>	<u>010</u>	<u>--メトロノーム、音さ及び調子笛</u>	<u>KG</u>					<u>KG</u>	
	<u>020</u>	<u>--オルゴールの機構</u>	<u>KG</u>						
	<u>030</u>	<u>--第9205.90号の鍵盤のあるパイプオルガン又はフリーメタルリード付きのハーモニウム若しくはこれに類する鍵盤楽器の部分品及び附属品</u>	<u>KG</u>						
	<u>090</u>	<u>--その他のもの</u>	<u>KG</u>						

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
93.06	爆弾、手りゆう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品(散弾及びカートリッジワッドを含む。) (削除)			93.06		爆弾、手りゆう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品(散弾及びカートリッジワッドを含む。) <u>一弾薬筒(ひょう打ち工具その他これに類する工具用又はボルト式無痛と殺銃用のものに限る。)及びその部分品</u> (省略)		
9306.30	<u>100</u> <u>—その他の弾薬筒及びその部分品</u> <u>—弾薬筒(ひょう打ち工具その他これに類する工具用又はボルト式無痛と殺銃用のものに限る。)及びその部分品</u> <u>—狩猟用又はスポーツ用のもの</u> <u>—その他のもの</u> (省略)		<u>KG</u>	9306.10	000	<u>—弾薬筒(ひょう打ち工具その他これに類する工具用又はボルト式無痛と殺銃用のものに限る。)及びその部分品</u> (省略)	<u>KG</u>	
9306.90	<u>200</u> <u>900</u>		<u>KG</u>	9306.30		<u>—狩猟用又はスポーツ用のもの</u> <u>—その他のもの</u> (省略)	<u>KG</u>	<u>KG</u>

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
	第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物		第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物			
注			注			
1~2 (省略)			1~2 (省略)			
3 (A) (省略)			3 (a) (省略)			
(B) (省略)			(b) (省略)			
4 (省略)			4 (省略)			
94.01	腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。)及びその部分品		94.01	腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。)及びその部分品		
9401.10	(省略)		9401.10	(省略)		
9401.40	<u>ーとう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け</u>		9401.40	<u>ーとう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け</u>		
9401.51	<u>ー竹製又はとう製のもの</u>	<u>NO</u>	9401.50	<u>ーとう製のもの</u>	<u>NO</u>	
9401.59	<u>ーその他のもの</u>	<u>NO</u>		<u>ーその他のもの</u>	<u>NO</u>	
	ーその他の腰掛け(木製フレームのものに限る。)			ーその他の腰掛け(木製フレームのものに限る。)		
	(省略)			(省略)		
94.03			94.03			
9403.10			9403.10			

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
9403.70	(省略) <u>—その他の材料(とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む。)製の家具</u>			9403.70 <u>9403.80</u>	(省略) <u>—その他の材料(とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む。)製の家具</u>				
9403.81 000	<u>—竹製又はとう製のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	100	<u>—とう製のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>		
9403.89 010	<u>—その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	210	<u>——その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>		
9403.89 090	<u>—大理石製のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	290	<u>——大理石製のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>		
	<u>——その他のもの</u>				<u>——その他のもの</u>				

2007 年 輸入統計品目表改正

新			旧							
統計品目番号	品名	単位 I II	統計品目番号	品名	単位 I II					
第 95 類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品										
注										
1 この類には、次の物品を含まない。			第 95 類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品							
(a) ろうそく (第 34.06 項参照)			注							
(b) ~ (u) (省略)			1 この類には、次の物品を含まない。							
(v) 食卓用品、台所用品、化粧用品、じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物、衣類、ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン、キッチンリネンその他これらに類する実用的機能を有する物品 (構成する材料によりそれぞれ該当する項に属する。)			(a) クリスマスツリー用ろうそく (第 34.06 項参照)							
2 及び 3 (省略)			(b) ~ (u) (省略)							
4 この類の注 1 のものを除くほか、第 95.03 項には、この項の物品と一以上の物品 (輸入統計品目表の解釈に関する通則 3 (b) のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。) と組み合わせたものを含む (小売用にしたもの及びがん具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。)			(新規)							
5 (省略)			2 及び 3 (省略)							
		4 (省略)	(新規)							
	(削除)									
	(削除)									
			95.01							
			9501.00	000	車輪付きがん具 (幼児が乗るために設計したものに限る。例えは、三輪車、スクーター及び足踏み式自動車) 及び人形用乳母車					
			95.02		人形 (人間を模したものに限る。)					
			9502.10	000	一人形 (服を着せてあるかないかを問わない。)					
			9502.91	000	一部品及び附属品					
			9502.99	000	—衣類、衣類附属品、履物及び帽子					
					—その他のもの					
					KG					
					NO KG					
					KG					
					KG					

2007年 輸入統計品目表改正

新			旧			統計品目番号
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
95.03			95.03			
9503.00	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル		9503.10	その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル		
100	一車輪付きがん具及び人形用乳母車	KG		一電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）		
	一人形（人間を模したものに限る。）		010	一卑金属製又はプラスチック製のもの	KG	
210	一人形（服を着せてあるかないかを問わない。）	NO	9503.20	020	一その他のもの	KG
	--部分品及び附属品	KG		一縮尺模型の組立てキット（作動するかしないかを問わないものとし、第9503.10号のものを除く。）		
221	---衣類、衣類附属品、履物及び帽子	KG		010	一卑金属製又はプラスチック製のもの	KG
229	---その他のもの	KG	9503.30	020	一その他のもの	KG
	一がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）			一その他の組立てセット及び組立てがん具		
	--詰物をしたもの		010	一卑金属製又はプラスチック製のもの	KG	
311	---紡織用繊維の織物製又はプラスチック製のも	NO	9503.41	020	一その他のもの	KG
	の	KG		一がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）		
319	---その他のもの	NO		010	一詰物をしたもの	
	--その他のもの	KG	9503.41	020	一紡織用繊維の織物製又はプラスチック製のも	
	---紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの			の	NO	KG
321	----紡織用繊維の織物製のもの	NO	9503.49	020	---その他のもの	NO
322	----卑金属製のもの	NO		---その他のもの	KG	
323	----プラスチック製のもの	NO		----紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの		
390	----その他のもの	KG		011	----紡織用繊維の織物製のもの	NO
	一パズル			012	----卑金属製のもの	KG
				019	----プラスチック製のもの	NO

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
410	—卑金属製又はプラスチック製のもの	NO	KG	9503.50	020	—その他もの	NO	KG	
490	—その他のもの	NO	KG		010	—楽器類(がん具に限る。)			
	—電気式鉄道車両(線路、信号機その他の附属品を含む。)、縮尺模型の組立てキット並びにその他の組立てセット及び組立てがん具				020	—紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの		KG	
510	—卑金属製又はプラスチック製のもの	KG		9503.60	020	—その他もの		KG	
590	—その他のもの	KG			010	—パズル	NO	KG	
	—楽器類(がん具に限る。)及びその他のがん具(セットにしたものに限る。)				020	—卑金属製又はプラスチック製のもの	NO	KG	
610	—紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	NO	KG	9503.70	010	—その他のもの	NO	KG	
690	—その他のもの	NO	KG		020	—その他のがん具(セットにしたものに限る。)	NO	KG	
	—その他のもの				010	—紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの			
	—紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの				020	—その他のもの	NO	KG	
911	—紡織用繊維の織物製のもの	NO	KG			—その他のがん具及び模型(原動機を自蔵するものに限る。)			
912	—卑金属製のもの	NO	KG		011	—紡織用繊維の織物製のもの	NO	KG	
913	—プラスチック製のもの	NO	KG		012	—卑金属製のもの	NO	KG	
990	—その他のもの	NO	KG	9503.90	015	—プラスチック製のもの	NO	KG	
					020	—その他のもの	NO	KG	
						—その他もの			
					011	—紡織用繊維の織物製のもの	NO	KG	
					012	—卑金属製のもの	NO	KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
95.04	遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品 (ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。) (省 略)			95.04	019 020	――プラスチック製のもの ――その他のもの	NO	KG	
9504.30 000	－その他のゲーム用のもの (硬貨、銀行券、 <u>バンクカード</u> 、トークン、 <u>その他の支払手段</u> により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。) (省 略)	NO	KG	9504.30 000		遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品 (ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。) (省 略) －その他のゲーム用のもの (硬貨、銀行券 (<u>紙幣</u>)、 <u>ディスク</u> その他これらに類するものを挿入するこ <u>と</u> により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。) (省 略)	NO	KG	

2007年 輸入統計品目表改正

新				旧							
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号		品名		単位			
		I	II			I	II	I	II		
96.14 9614.00 100 900	喫煙用パイプ(パイプボールを含む。)、シガーホルダ ー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品 ーパイプ及びパイプボール ーその他のもの	NO KG KG	KG KG	96.14 9614.20 9614.90	000 000 000	喫煙用パイプ(パイプボールを含む。)、シガーホルダ ー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品 ーパイプ及びパイプボール ーその他のもの		NO KG KG	KG KG		

2007年 輸入統計品目表改正

新	旧	
<p>第97類 美術品、収集品及びこつとう</p> <p>注</p> <p>1~3 (省 略)</p> <p>4 <u>(A)</u> (省 略)</p> <p> <u>(B)</u> (省 略)</p> <p>5 (省 略)</p>	<p>第97類 美術品、収集品及びこつとう</p> <p>注</p> <p>1~3 (省 略)</p> <p>4 <u>(a)</u> (省 略)</p> <p> <u>(b)</u> (省 略)</p> <p>5 (省 略)</p>	